

第九十四回国会 参議院文教委員会會議録第十三号

(三三三)

昭和五十六年五月二十一日(木曜日)
午前十時三十一分開会

委員の異動

五月十四日

辞任 田代由紀男君

補欠選任 浅野 弘君

五月十五日

委員浅野弘君は逝去された。

同日

辞任 堀江 正夫君

補欠選任 吉田 実君

五月十六日

辞任 佐藤 昭夫君

補欠選任 玉置 和郎君

五月十八日

辞任 小西 博行君

補欠選任 藤井 恒男君

近藤 忠孝君

補欠選任 佐藤 昭夫君

藤井 恒男君

小西 博行君

出席者は左のとおり。

委員長

降矢 敬義君

理事

大島 友治君

世耕 政隆君

勝又 武一君

佐藤 昭夫君

委員

井上 裕君

山東 昭子君

田沢 智治君

内藤 三郎君

仲川 幸男君

小野 明君	粕谷 照美君	本岡 昭次君	柏原 ヤス君	高木健太郎君	小西 博行君	勝又 武一君	小野 明君	田中 龍夫君	石橋 一弥君	鈴木 勲君	宮地 貫一君	田中眞三郎君	瀧 嘉衛君	田中 武志君
國務大臣	文 部 大 臣	文 部 政 務 次 官	文 部 大 臣 官 房 長	文 部 省 大 学 局 長	郵 政 省 電 波 監 理 局 長	常 任 委 員 会 專 門 員	参 考 人	日 本 放 送 協 会 理 事						

不全のため逝去されました。まことに哀悼痛惜に
たえません。

ここに、皆様とともに謹んで黙禱をささげ、哀
悼の意を表したいと思ひますので、御出席の皆様
方の御起立をお願い申し上げます。黙禱始め。

〔総員起立、黙禱〕

○委員長(降矢敬義君) 黙禱を終わります。御着
席ください。

○委員長(降矢敬義君) 理事の補欠選任の件につ
いてお諮りいたします。

委員の異動に伴い、現在理事が一名欠員となっ
ておりますので、その補欠選任を行いたいと思ひ
ます。

理事の選任につきましては、先例により、委員
長の指名に御一任願いたいと思ひますが、御異議
ございませんか。

〔異議なしと認めます。〕

○委員長(降矢敬義君) 御異議ないと認めます。
それでは、理事に佐藤昭夫君を指名いたしま
す。

○委員長(降矢敬義君) この際、お諮りいたしま
す。

去る四月二十八日、放送大学学園法案につい
て、通信委員会からの連合審査会開会の申し入れ
を受諾することに決定いたしました。その後、
当委員会に付託された関係上、通信委員会から同法
案が付託されました関係上、通信委員会から同法
案について連合審査会の案件として追加するよう
申し入れがありました場合には、これを追加する
ことに御異議ございませんか。

〔異議なしと認めます。〕

○委員長(降矢敬義君) 御異議ないと認め、さよ
う取り計らいます。

○委員長(降矢敬義君) 放送大学学園法案及び放
送大学を設置するための国立学校設置法及び放送
法の一部を改正する法律案を便宜一括して議題と
し、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○粕谷照美君 四月の二十一日の日、法案第十二
条の役員の欠格事項についての私の質問の言葉の
中に正確を欠くものがありましたし、また答弁漏
れもありましたので、確認をしておきたいと思
います。

まず、宮地局長は、十二条一号についての私の
質問に対して、放送大学学園は本来国とは別個の
法人格を有する団体であるから、政府または地方
公共団体の常勤の職員が役員になることは、一、
法人の運営の自主性が損なわれるおそれがある、
二、政府または地方公共団体の職員についても、
国公法、地公法の規定により職務専念の義務があ
るので、役員となることから除いてはと答弁を
されました。それでは、政務の役員が放送学園の
役員になるということは、法人の運営の自主性が
損なわれるおそれがないということかと、こうい
う反論もできると思ひますが、そうであるという
ふうに言い切れるのでしょうか。法案第十二条三
号で放送法十六条四項四号を排除したことは、文
部省としては法人の自主性を損なわない、こう判
断をして提案をしているというように理解をして
よろしいですか。

○政府委員(宮地貫一君) 法人の自主性の判断の
ところは、私、御答弁申し上げた点について申し
上げておるわけでございまして、政務の役員を入
れることはそれでは自主性は損なわれないのかと
いうことを申し上げているわけではございません
。それで、先般御質問、さらに御答弁申し上げ

ることに御異議ございませんか。

○委員長(降矢敬義君) 御異議ないと認め、さよ
う取り計らいます。

○委員長(降矢敬義君) 御異議ないと認め、さよ
う取り計らいます。

○委員長(降矢敬義君) 御異議ないと認め、さよ
う取り計らいます。

○委員長(降矢敬義君) 御異議ないと認め、さよ
う取り計らいます。

○委員長(降矢敬義君) 御異議ないと認め、さよ
う取り計らいます。

○委員長(降矢敬義君) 御異議ないと認め、さよ
う取り計らいます。

○委員長(降矢敬義君) 御異議ないと認め、さよ
う取り計らいます。

○委員長(降矢敬義君) 御異議ないと認め、さよ
う取り計らいます。

た点は、国とは別個の法人格を有する団体であるから、政府または地方公共団体の職員が役員になることについては法人の運営の自主性が損なわれるおそれもあるということでは御答弁を申し上げた点でございまして、その点はむしろ政院の役員を欠格条項に規定していないことについては、やはり同じ御趣旨の御質問に對しまして、従来の立法例等に照らしてそういう欠格条項としては掲げていないということでは御答弁を申し上げたわけでございまして、自主性云々の点で申せば、政院の役員を入れることについては、やはり法人の運営の自主性を考えれば、その点は慎重な配慮が必要であらうと、かように考えております。

○粕谷照美君 郵政省にお伺いしますけれども、放送法十六条の四項四号が政院の役員を明確に排除をしているという、その意味はどうなんですか。

○政府委員(田中眞三郎君) NHKの経営委員の欠格条項でございすけれども、これはNHKは国民の基盤に立つ公共放送といまして、公共の福祉のためにあまねく日本全国において受信できるようにいろいろな種類の放送を行うという特質にかんがみまして、その適正な運営を確保するため必要と考えて政院の役員を排除したものでございす。繰り返しますと、政院の役員を掲げて欠格事項としたのは、広くNHKは言論の報道機関といたしまして自主性を確保し、政治的に公平でなければならぬ、そういう趣旨からだと考えております。

○粕谷照美君 郵政省もこの法律を出すときに相談を受けていたというふうに考えますけれども、この放送大学の持つ放送そのものはNHKよりは確かに放送内容の狭さというものはありますけれども、全国に行き渡っていく、そしてだれでも見ることができ、そういう意味とあわせて、公共的な放送であります。その放送大学学憲法にこの条項を排除したということは一体どういうふうに理解をしていらっしゃるのですか。

す。NHKは先ほど御説明したような物の理解でございすけれども、放送大学学園は確かに放送でございすけれども、教育を行う大学を設置する、そして放送大学におきまして必要な放送を行うその目的なり業務というものに照らして決められておるわけでございすけれども、学園の役員につきまして政院の役員を欠格事項に掲げなかった理由でございすけれども、やはりいま先生の御質問にもございすように、放送学園の放送というものは放送大学におきまして教育に必要な放送という非常に限定的なものでございすし、具体的に放送大学におきまして授業の内容として制作された番組が放送される、そういうところから学園の自由なり大学の自治の保障によりまして番組編集の自由は十分保障されているというのが一つの考え方ではございすし、また、教育基本法の第八条におきまして「特定の政院を支持し、又はこれに反対するための政治的教育その他政治的活動をしてはならない」という規定がございす。そういうこと等、政治的公平については十分保障されているというふうに考えて、政院の役員を欠格事由に特に掲げなかったという考え方ではございす。

○粕谷照美君 私たちはそういうふうに理想的にしない心配があるから質問をしているのです。もしそういうふうに純粋になっていくのであれば、先ほどの局長の答弁に慎重に配慮をするという必要は私はないのじゃないかというふうに思いますが、やはり四月二十一日の私のその点に對する宮地局長答弁、「しかしながら、もちろんこれは規定としてはそういう規定で考えておるわけでございすけれども、先ほど申しましたように、放送大学学園が大学を設置する」という特殊法人であるという、そういうことにかんがみまして、役員に任命に当たりましてはそういう特性を十分配慮した慎重な対応というものは必要であらう、かように考えております。」と、こう答弁をされております。さらにまた、重ねての私の質問の中に「たとえば仮に政院の役員のうち放送大学学園の役員としての適任者があつた場合におきましても、その者を学園の役員に任命するということについては十分慎重な配慮がなければならぬ」という答えていらっしゃるんで、そんなにきちきちとスムーズにいくというふうには思われませんか。

○政府委員(宮地眞一君) 実はその日の御質問が、さらにその点は大臣にも確認のお尋ねがございまして、先生の御質問で「もつとはっきり言っていたか」と思ひますけれども、政院の役員がその放送大学の役員になると、このことは好ましくない、あつてはいけぬ、こういうふうに理解してよろしいですか。」というお尋ねがございまして、大臣からは「基本的には全くそのとおりでございす」という御答弁を申し上げておるわけでございまして、私ももちろん、もちろんそういうことで、国会でそういう質疑が行われておりますことを十分受けて対応をするというぐあいに考えております。

○粕谷照美君 私は、大臣への質問に際しまして自分では正確な言葉を使つたつもりでいたのですけれども、議事録を読みましたらやっぱり間違っているんですね。八ページの二段のところに「政院の役員がこの放送大学の役員になる」という言ひでございす。これ放送大学というふうに言い直したいと思ひます。大臣ももちろん私の間違ひに気づいて、なおかつ、多分言わんとした意味を察してお答えいただいたものだといふふうに思ひしておりますけれども、その点は確認してよろしいでしょうか。

○政府委員(宮地眞一君) 放送関係の部分についてのお尋ねでございまして、私も第一期の計画として関東地域を対象地域として発足をするというところで考えておるわけでございす。放送大学の基本計画に關する報告」におきましても、たとえばこの基本計画の十九ページでございすけれども、放送教材の制作部門につきましても、この基本計画では、その点は「放送大学のスタジ

さつたことについてはわかりましたが、禁固刑だとかそういうような人たちが一緒に並んでこの放送大学学園の役員に政院の役員になるということが出てくるのはおかしいという意味からも、それは欠格条項から外したというふうに、こういうことについてはいかがでしょうか。

○粕谷照美君 文部大臣の答弁でよくわかりましたし、いまの電波局長の話でもよく内容がわかりましたので、私はこの点については終わりたいと思ひます。

局長どうもありがとうございました。

次に、放送大学の位置づけ、管理、運営、電波利用の方法、教員人事、教育課程など各会派からさまざまな角度から質問が行われました。非常に参議院文教委員会は突っ込んだ討論を重ねて、どうしたら放送大学が真に国民の学習権を保障する大学となるかを検討してきたというふうに思ひます。その質疑、答弁の中から私は教員という点からこの放送大学が頭の中に描かれてきたけれども、しかし、この放送部門の点からはいま一つイメージが出てきていないように思ひます。したがって、これからはいま一つ放送部門についての質問をいたします。

まず第一に、五十年の基本計画に關する報告、この中に大学本部の一の二として「放送施設・設備」の項目と価格、こういうものが載っております。この放送の施設において行う放送業務というのは一体自前でどの辺のところまでのことをやるのでしょうか。

○政府委員(宮地眞一君) 放送関係の部分についてのお尋ねでございまして、私も第一期の計画として関東地域を対象地域として発足をするというところで考えておるわけでございす。放送大学の基本計画に關する報告」におきましても、たとえばこの基本計画の十九ページでございすけれども、放送教材の制作部門につきましても、この基本計画では、その点は「放送大学のスタジ

オにおいて、請負契約のもとに制作に従事するスタジオ関係専門職の協力を得て行う。」というところが述べられておるわけでございます。具体的に關東地域を対応地域として発足いたしますこの放送大学の第一期計画においては、全体的には約三百名程度の職員を予定しておるわけでございますけれども、このうち放送関係者としては五十名程度を見込んでおるわけでございます。その具体的な配置計画というのは、これから大学の教育課程に基づきます番組制作、放送計画等に対応しまして適切に人員配置をすることがもちろん必要でございますし、関係省庁とも協議をして予算措置は講じていくわけでございますが、考え方としてはその程度を見込んでおるわけでございます。

○粕谷照美君 放送局をつくりますね、そのつった放送局で自前で作る部分、たとえばNHKのようにずうと最後までやるというようになるのかどうかということですか。

○政府委員(宮地實一君) 考え方といたしましては、制作の部分、それから放送に關していえば放送を送り出すといいますが、送出、運行に關しましてはもちろんこの放送大学学園の対応としてやるわけでございますが、先ほどもちよつと基本計画のところでも申し上げましたように、具体的な放送番組の制作に当たって、もちろんいわゆる専門のテクニカルディレクターでございますとか、カメラマン、その他の番組制作スタッフについては、それら番組制作關係の機關と契約をしまして行うことも含めて考えておるわけでございます。また、実際の番組制作にはもちろん支障のないように対応をしておるわけでございますけれども、そういう番組の實際の制作、教材の制作という点では外部委託をするということも含めて検討しているところでございます。

○粕谷照美君 確かに十九ページのところに、
「放送教材制作部門」について、どういふ言葉で言つたらよろしいでしょうかね、制作は、「スタジオ」において、請負契約のもとに制作に従事する

スタジオ関係専門職の協力を得て行う。」と、こういうふうにして書いてありますから、確かにそういうことになるんだらうと思ひますけれども、その点でまたわからない部分がたくさん出てくるわけですね。

同じく、「授業科目の編成のために必要な職員数の見積り」と、これが十九ページにありまして、二十ページのところに、助教の数、専門職の数、そして今度は、チーフディレクターとプログラマディレクターの数が載っております。しかし、これはまあ全体構想の中でチーフディレクターが三人、プログラマディレクターが五十人と、こういうことになるかと、合わせて五十三人ですね。いま局長の説明によれば、放送関係者五十人ぐらゐをまず一期計画として、予算の關係があるから明確には言えないけれども、考えたいと、こんなお話がありましたけれども、その一期の中にチーフとプログラマディレクターなんかほどの程度入るようになるんですか。

○政府委員(宮地實一君) 一応この第一期の計画におきまして、先ほども申し上げましたように、制作部門についてチーフディレクター、プロデューサーというふうなものも具体的に配置をする考え方でも対応をいたしております。それと、放送部門として、たとえば放送の實際の送出、運行というふうなことも行う技術者を、この放送大学学園としてそういう人員、スタッフを置くことを予定して、計画を立てておるわけでございます。

○粕谷照美君 しかし、この送出だとか運行なんというものは、どれだけのものをやるかということじゃなくて、時間的に決まっておるわけですから、数字としてはきちつと出てくるわけですね。その辺の数字もまだ明確でありませぬけれども、一体どういう職種の人たちがおりますでしょうか。

○政府委員(宮地實一君) 放送の技術的な分野になるわけでございますが、具体的には、私も、郵政省とも十分御相談をしながら対応をしていくわけでございますが、送出、運行というふうな具

体的な技術的な面では、實際の計画をいたしております職員数としては、それぞれ放送部門、制作部門というもののについて十五名ないし三十名を予定いたしておまして、それらを合わせまして、先ほど申し上げましたそういう分野として、放送關係の分野としては約五十名程度を見込んでおるということをおし上げたわけでございます。

制作部門で言えば、プロデューサーなりチーフディレクターあるいはチーフディレクターの補佐というふうな職種の人たちが考えられるわけでございます。

○粕谷照美君 この基本構想、基本計画で言いますとね、そのチーフディレクター、プログラマディレクターは、「VTとATの制作に必要な台本の作成、資料の収集を行う。」と、こうありますけれども、この人々の役割りはそこまでですか。

○政府委員(宮地實一君) もちろん、この基本計画に關する報告には、そういうことが述べられておるわけでございますけれども、さらに具体的な制作については、具体的にはたとえばプロデューサーについて言えば、その全体の制作を指揮するといひますか、そういう職務が一番大きい事柄になるかと思ひます。

先ほどの御指摘の点で言いますと、基本計画の十九ページにその点は説明があるわけでございますが、専門職のチーフディレクターのもとに制作主任のプログラマディレクターが置かれ、「台本の作成、資料の収集を行う。」ということが述べられておりますが、さらに放送教材制作のためのプロデューサーの仕事を担当する者は、別途置かれるということが言われております。こういう具体的な制作なり放送の専門分野の問題につきましては、もちろん關係の郵政省と十分協議をしながら、實際的にそれらの点について十分慎重な対応なり検討が必要なのでございまして、具体的な制作に当たりましては、さらに從來NHKが実施をしております豊富な経験と申しますか、そういうふうなものについても、具体的な技術者の面ではそういう御協力もいただきながら、實際的に進

めていくというぐあいに考えているところでございます。

○粕谷照美君 放送教育開發センターで、現実にもう試行に入っているわけですからね、そちらの方からだつてきちんと答弁が出ると思つていたんですけれども、NHKという言葉が出てきましたのでびっくりしてしまつてね。NHKにまだそういう協力を頼んでいるわけでもないのに、どうしてそういう御答弁が出てくるのか、その辺が不思議でなりません。要はこの辺のところは、全く文部省としてはわからないで、郵政省の方にもうお任せだというふうな感じがすけれども、それはどうですか。

○政府委員(宮地實一君) もちろん、そういう分野について放送教育開發センターでも、現在實際番組という取り組みで対応はいたしておりますが、實際に放送局のスタッフの確保というふうなことは、私ども共同でこの特殊法人を共管をしていふというぐあいに考えておるわけでございます。そういう放送關係の技術的な分野については、もちろん専門の郵政省の御協力もいただき、さらに先ほど申しましたように、NHKを初め既存の放送事業者の協力もいただかなければならぬ点でございます。それらの点については、私どもとしてもこの法案が成立をいたしましたして實際に大学の設置に向かい、あるいは放送局の開設に向かつて実務を進めていくに際してはNHK側にも御協力をいただくということで、これはそういう方向についてはもうすでにNHK側にもお話もいたしておるところでございます。

○粕谷照美君 同じ十九ページのところですけれども、(4)の(4)「放送教材制作部門」の下の方段に入りましてけれども、スタジオ関係専門職の協力を得て、放送教材の作成は請負契約で、しかも放送大学のスタジオにおいて行つと、こういうことになっておるわけですね。契約をやるというわけですが、一体どこと契約をするのか、それから「スタジオ関係専門職」というのは一体どういうふうな

職種の人たちを専門職ということについてお伺いします。

○政府委員(宮地眞一君) スタジオ関係の専門職としては、たとえば番組制作の場合に必要となりますテクニカルディレクターでございますとかあるいはカメラマン、音響係、照明係というようになっています。番組制作の技術スタッフが考えられるわけでございます。そして、外部に委託をすることももちろん考え方の中には考えておるわけでございます。それらについては、番組制作の関係の機関と契約をするということをも含めて、もちろん学園当局と郵政省を初め関係省庁とも協議をしてそういう具体的な番組制作に支障のないような対応を考えていくという事柄を述べているわけでございます。

○粕谷照美君 外部に委託をするということは外注、外注と言えば大変聞こえはいいですけども、これはもう完全に下請ではないんですか。その辺は下請でないということで考えていらっしゃるのですか。

○政府委員(宮地實一君) 具体的に放送番組の制作量と大学の教育課程に基づきますその教育ののための必要となる番組の数がどうなるかということから考えていかなければならぬわけでございまして、ある一定の期間内で必要となる番組制作の量と実際にこの学園の番組制作スタッフの数などから見まして、番組の一部について制作を外部に委

託する必要はやはり出てくるのではないかと考へておるわけでございます。もちろんその場合にも原則的には、この放送大学学園の番組の自主性という観点から学園の番組制作スタッフがその制作に当たる体制をとることは必要であるわけでございます。外部委託する場合についても、その自主性を確保するというような観点から学園の担当プロデューサー等の制作スタッフがその番組の実際の制作に十分対応をしていくということはもちろん必要でございまして、それは当然のことでございます。

具体的な外部委託に際しましては、従来、番組

の制作の際に申し上げておるわけでございますが、コースチームをつくって、そこで企画検討した番組内容に即してディレクターなりプロデューサーの統括のもとに制作が行われるようにすることを考えておるわけでございます。もちろん、そのコースチームには、実際に制作に当たる外部機関の、委託の場合の外部の担当ディレクターも参加をして具体的な制作の仕事を進めていくということになるかと思えます。

○粕谷照美君　それで、どういうところと契約を考えていらっしゃるんですか。NHKは先ほどから協力をいただくといいんですから当然考えられるとして、それだけです。

○政府委員(宮地貫一君) もちろんNHKにも、十分いままでのNHKの技術なり経験というもの

を生かしていただきまして御協力をいただき、それは技術スタッフ等についてもお願いをしなければならぬ点でございますが、ほかに民間の番組制作についての専門のそれぞれ機関があるわけでございまして、適切なそういう番組制作の機関については民間のものを含めて委託をしていくということとは考えられるところでございます。

○粕谷照美君　そういうことが考えられると、こう言いますけれども、民間の放送事業所でそういう教育番組についての専門的な経験を持っているところは幾つぐらいありますか。具体的な名前もちょっと教えていただきたい。

○政府委員(宮地寅一君) 従来放送教育開発センターで行っている実例で申し上げますと、放送教育開発センターは放送教育の実験番組の制作なり放送に当たっておるわけでございますが、民教協協同体と言われておりますが、民間放送教育協会に請け負っていただいで実施をしているわけでございます。さらに、この民間放送教育協会がセンターとの契約に基づきまして、実際の制作について申し上げますと、たとえば五十五年度で言いますと、全国朝日放送でございますとかテレビ朝日映像、ラジオ朝日東というところの請け負わせて実施をしておりますというのが、従来放送教育開発センター

の実例で申せばそういうようなことが行われている実例としてはございます。これからの放送大学学園の放送の際にはそういう放送教育開発センターの従来行っております経緯ももちろん生かしながら対応をしていくということになるかと思えます。

○粕谷照美君 私は北海道の方の公聴会に出ましたので聞きませんでしたけれども、広島へおいでになった方々からは、スポンサーの圧力で放送が中止をされたというようなことも公述人から出されたというような話も聞いているわけでありますで、そういう民放がスポンサーの圧力に、これはあれがありませんからいいですけども、聞いている人たちから、あんなようなことをしゃべるものをおまえの会社でつくったのはおかしいなどとい

言うような圧力が出てくるのではないか、あるいは、そういうことを請け負う民放が放送法にありましますいわゆる善良な風俗を害するような放送というものをやっているのかいないのかなどということなどについての心配というのは委託をするに際してはしないものでしょうか。

○政府委員(宮地實一君) ちよつと私も広島場の現場へ参つておりませんのであるいは正確な理解でないかもしれませんが、言われている点は、スポンサーの干渉で放送中止になるということもあるという、放送の自由と憲法なり放送法との關係の点でそういうことが言われている点かと思ひますけれども、もちろんこの放送大学学園の行ひます放送というのはほかにスポンサーを得て実施するということのようなものではもとよりございませんので、そういう、御指摘の点がスポンサーの干渉等によつて放送中止になるといふようなことがあつては困るといふようなことであれば、そういう事態は、ちよつと放送大学学園の放送に關して申せば、そういうことは考えられないところかと思ひます。

○粕谷照美君 私もそういうふうに思ひますけれども、そういうようなところでフィルムを、教材をつくるわけですね、つくつたのはけしからぬな

どというような圧力がかかりはしないかということとを心配をしているのであります。なければそれはそれで結構ですけれどもね。しかし、いまのお話で言いますと、外注ということとは、はっきり言えば、上で決めたものを下はそのまま請け負ってやっていく、こういうことになるんで、制作管理の責任というのはどこにありますか。

○政府委員(宮地實一君)　もちろん、これは放送大学学園の放送でございますし、制作についての責任というのは放送大学学園が持っているわけでございます。委託をするということが事実上、實際的にはもちろん予想される点でもございまして、その点は先ほど来御説明をしておりますような形で委託ということが考えられるわけでございますが、この放送大学学園の番組ということの自主性はもちろん確保されなければなりませんし、その番組の制作なり放送なり、そういうようなものについての責任というものは、もちろん放送大学学園みずからが持っているものでござい

○粕谷照美君 開発センターが五十五年度にテレビ朝日やラジオ関東などに頼んでそういうものをつくってもらったと、私どもも調査に行きましてその画像を見てきたわけですが、NHKのものなんかは実にすばらしいというふうに思うわけですね。特に開発センターのお願いをしたフィルムを私ずっと見ていましたら、なかなか女の先生が出ていらっしやらないけれども、NHKの湯合など一番ヶ瀬康子さんが出てこられたり、水田さんが出てこられたりして非常に生き生きした感じもするし、内容も非常にすばらしいと思うんですけれども、あれをNHKにお願いをしなかった理由は一体何ですか。

○政府委員(宮地眞一君) 従来、四十六年から四十九年までについては実験放送の実施というようなことでNHKにお願いをして調査もやってきた経緯はございます。現在、放送教育開発センターでは、民間放送教育協会と、特に電波で申せばテレビ朝日の電波で放送をいたしておるということ

でございまして、先ほども申しましたように、NHKに過去に放送大学の教育方法に關します調査研究ということを従来の検討の経過でやつてきたわけでございます、その際にはもちろんNHKにも実験放送の実施をお願いしてきたわけでございます。

現在の放送教育開発センターでは、そういうことで、これは民間の電波に乗せる、実際に電波を出す關係から電波の点ではテレビ朝日にお願いをしております、民教協とセンターとの契約に基づいて制作を行っているというのが、現在の放送教育開発センターでやつております民教協なりテレビ朝日との關係でございます。

○粕谷照美君 NHKの技術はすばらしいけれども、電波をあけてもらえなかったので開発センターはこれを委託をしなかった、このように理解をして間違いないですか、それじゃ。

○政府委員(宮地眞一君) そのように御理解いただいて結構かと思ひます。

○粕谷照美君 それではもうちょっと今度細かいことについて伺ひますが、放送大学教職員の横並びで考えてみますと、ディレクターの地位ですね、一体どの辺のところにいるのでしょうか。十八ページのこの図を見ますと、授業担当教員と横並びのように、同じ地位にいらつしやるのかもしれない。それでは一体こういう方々の賃金というのは何が基準でつくられるのでしょうか。その他のスタッフなどという人たちの賃金は何を基準にもつてつくられるのでしょうか。

○政府委員(宮地眞一君) 制作部門のスタッフの方々の、特に放送番組の制作に携わる方々の給与なりそういうようなものについての考え方でございまして、基本的には放送大学学園は特殊法人でございまして、特殊法人としての、他の特殊法人との均衡というようにももちろんあるわけでございますけれども、他方いま御指摘のようないふディレクターというように、放送關係の方で申せば日本放送協會の場合ももちろん特殊法人でございまして、そういう専門職種について

はそういうものの給与水準ということの均衡も十分考えなければならぬ点ではないかと思つております。

なおちなみに、プロデューサーなりチーフディレクターと他の職員との位置づけはどの程度なのかというお尋ねでございますが、チーフディレクターについて言えば、それはほぼ一般の職種で申せば課長とやはり対応するような地位ということになるかと思ひますし、プロデューサーというのは言ふなれば制作部門の次長というような職種に該当することになるかと思ひます。

○粕谷照美君 特殊法人では、そうすると、課長というのが一番偉いのですか。もうちょっと偉い役があるんですか。

○政府委員(宮地眞一君) それぞれ放送なり制作を担当する分野のその部門の責任者としては部長というふうな者が通例考えられるわけでございます。したがつて、プロデューサーとしては、いわばその部長に次ぐ次長クラスという地位になるのではないかと、かように考えております。そのもとにチーフディレクターというふうな者が位置づけられることになるかと思ひます。

○粕谷照美君 こういう方々は多分任期制ではないのだからと思ひますけれども、今度採用されますと一度にどつと入つてくるわけですね、最初のときに、ずつと定年までいられるのだというふうに思ひますけれども、課長どまりで大体終わるということになった場合に、それはその他の放送事業所の關係で言へばどういふものなんでしょうか、将来展望がないというように見られるのではないですか。もしそんなふうに見られたとしたら、優秀な方々はあんなところに行つていられない、こういうことで来ないということになりはしないか、その辺はいかがですか。

○政府委員(宮地眞一君) 教官スタッフについては、任期制というふうな形で人事の交流ということに努めるという考え方を打ち出しておるわけでございます、この委員會の御審議でも任期制というもののメリットも考えられるけれども、しか

し、やはりそれは、ほかのそれぞれ国公立の大学の協力が本當にどこまで得られるのか、その点が任期制の面では問題点ではないかという御指摘もいただいておりますのでございまして、その運用については私も十分メリットが生かせるような形でほかの国公立大学の御協力というものをお願いしなければならぬと、かように考えております。

そして、いま御指摘の点は、たとえば放送關係の専門職員の方々の処遇なり将来の展望というふうな点についてどう考えているのかというお尋ねかと思ひますけれども、そういう放送關係の専門職員についても、もちろん先ほども申しましたような、NHKを初めとしたしまして実際に放送事業を行つておられますところから専門の方々の職員についても御協力をいただくという形で対応をしていくわけでございます、処遇についても、もちろん、そういう実際に放送のスタッフについての現実の、NHKを初めとする対応と均衡をとることも必要でございますし、またその辺はこれからNHKを初めとして今後の対応としては十分御相談をした上になるわけでございますけれども、やはり広い意味では、人事の交流というものが図られるということも、職員の方々は将来の展望という点から見れば、そういうことを積極的にかように考えております。

○粕谷照美君 大臣にお伺ひしますけれども、やつぱりこういう特別の技術を必要とする方々、そして非常に重要な役割をこれは果たしていただくわけでありまして、放送大学が成功するかしないかというのは、先生方と同時にこの放送部門に働く方々の資質というものが非常に重要になってくると思ひますけれども、そういう方々の身分、将来展望などが十分に開けるような条件というものをよくつくりたいと思ひます。どうか、御確約いただけますでしょうか。

○國務大臣(田中龍夫君) ただいま先生の御指摘のように、こういう言葉を使つていいかどうか

かりませんが、いわゆる縁の下の方持とか裏方とか、そういう技術の關係の方々のバックがあつて、初めて教育効果なり、その教育がなされるわけでありまして、その点についてはむしろ本當に、ひとつ十分に考えてまいらなくてはならないと、かように考えております。

○粕谷照美君 先ほどからもNHKの問題についていふんお話をいただいて大体わかつたんですけれども、しかし、NHKに協力を要請をする、協力するにやぶさかではないと、こうNHKが答えておつたおつちやうな感じがするけれども、その協力というのは内容がわからなければいけません、一体どの程度のことを考えていらつしやるんですか。

○政府委員(宮地眞一君) 具体的な内容については、もちろんこの放送大学学園ができて、その責任者とNHKとの間で具体的に話は進めていくことになるかと思ひますけれども、もちろんこれをつくるに、この放送大学学園法案を国会で御審議をいただいているという現状を踏まえて、すでに大臣からNHKの会長にも御懇談の機会をいただいて、そういう学園の成立の晩におけるNHKの従来持つております経験なりそういうものを生かした形で御協力をいただきたいということ、抽象的な形ではございまして、そういう形で対応もしてきておるわけでございます。

実際に具体的な点で申せば、たとえばやはり制作の關係でございまして、あるいは送信の關係というふうな、そういう特に技術的な分野については技術的なスタッフをやはりこの放送大学学園のスタッフとして人員の面でも御協力を賜るようお願いをするつもりでございますし、また番組制作の、特に放送にかかわる分野について言えば、そういう技術的な協力をいただきたいと。それから、やはり従来NHKが学校教育の分野でいろいろ番組を制作してきた経験で申しますと、たとえば自然科学の分野等におきましても非常にすぐれたテレビフィルムなりをいふんもう

持つておられるわけでございまして、そういうようなものをこの放送大学の教育の中でどう生かせるかというようにも、具体的な御相談を進める必要分野ではないかと、かように考えております。

○粕谷照美君 まあ下請化ではなくて、協力していい放送ができるようにお願いすると、こんなふうなことで、私はそのことは了解をしたいというふうに思っています。

ではもう一つ、このできましたVT、ATのセットですね、これは著作権があるんですか。もし、自分の家で勉強したいなどというように人たちが出てきて、これをビデオにとつて、またたくさんつくって回すなどというようにすることについてはどう考えておられますか。

○政府委員(宮地貫一君) もちろん著作権はあるわけでございしますが、自己使用といえますか、自分の学習のために使うことであれば、著作権法上では、複製することと複製というところについては、複製することができるといふ著作権法の規定が適用されることになるわけでございしますから、著作権はもちろんですけれども、それを自己使用のために、私的な使用のための複製ということとはもちろん許されることであると、かように考えます。

○粕谷照美君 それでは最後に、大学法制における学問の自由、教授の自由と放送法四十四条三項との関連についていままで種々論議が深まってきたと思いますけれども、もう一つ私は具体的にお伺いをしたいと思います。

たとえば、憲法九条と自衛隊の解散とか、あるいは原子力発電の危険性とか、あるいは自然科学などという部分につきましては環境アセスメントなどというようにも非常に大きな教材になつてくるのではないだろうかというふうに考えます。そういうときに、政治的な、科学的な争点にかかわる教授みずからの学問的立場から見解を述べることにしてはどういうふうにお考えですか。

○政府委員(宮地貫一君) 具体的な、たとえばということでは憲法九条の解釈と自衛隊についての問題、この放送大学の放送において講師がそういう問題について自己の学問的見解を述べることができかねるかというお尋ねでございしますが、そういう政治的な判断を含む問題がそういうような問題についてはあるわけでございまして、もちろん慎重な対応が必要なのは当然でございします。しかしながら、講師が自己の学問的見解を述べることそのものでございしますが、放送法四十四条三項二号のいわゆる「政治的に公平であること」という規定との関係で問題はあるわけでございしますけれども、大学における教授の自由と放送法四十四条三項の規定の趣旨に十分留意をいたしまして、大学側が放送という点について言えば、適正な自制のもとに対応するということとで教授の自由の本質は損なうことはないかと、かように考えております。それは講師が自己の学問的見解を述べるということは禁止されているものではないと、かように考えるからでございします。

○粕谷照美君 わかりました。もう一遍確認をしますと、放送法四十四条の三項の四号、「意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすること」と、こう書いて多角的な論点の問題は要求をされていますけれども、しかし明らかにされた論点のもとでいかなる結論も下してはならないと、こういうことは明示していない、こういうふうにとつてよろしいですか、この放送法の問題は。

○政府委員(宮地貫一君) 第四号の方は、おっしゃるように「意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすること」という点が必要でございまして、そういう観点から意見の対立している問題については論点を明らかにする方針について特別の規定を設けているということになるわけでございまして、そういう意味では講義の方法に対する一種の制約ということにはなるかと思ひますけれども、講師がみずからの学問的見解を述べることにそのものが禁止されているとは考えていないわけにございまして、したがって、この規定によって学問の自由が損なわれるものではないと、かように考えております。

○粕谷照美君 それでは、同じ部分の二号ですね、「政治的に公平であること」と、こういうふうにあるけれども、政治的な公平というものは一体何がこの基準になるかということでは、予算委員会における大臣の答弁、非常に私はすばらしいと思つていたので、この部分、あれがこれかの選択を禁止しているというふうには読めないと思ひますけれども、どうでしょう。

○政府委員(宮地貫一君) 二号の「政治的に公平であること」という規定は、もちろん放送である以上はかぶるわけでございまして、学校教育の観点からは教育基本法第八条第二項というのがございまして、「特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育」を例に挙げて、学校というものが「政治的活動をしてはならない」という点が、学校教育の観点から、教育基本法の方でそういう規定があるわけでございします。この放送法の「政治的に公平である」ということで、これは放送法上から出てまいります規定でございまして、そういう意味で教育基本法と放送法との観点では若干の差というものもあるかと思ひますけれども、やはり政治的中立性の確保という観点から見れば同趣旨の事柄であろうかと思ひます。

この放送大学は、もちろん正規の大学でございします法律に定める学校でございしますので、政治的公平ということが必要で、それを受けてこの放送大学の教育も行われるということになるわけでございまして、先ほども申しましたように、講師が自己の学問的見解を述べること自身を禁止しているものではないと、かように考えておりますが、大学における教授の自由と放送法上の要請とを十分留意をいたしまして、放送に際して言えば、大学側がみずから適切な自制のもとに対応していくということで、この教授の自由の本質とい

うことは損なわれることなく対処できると、かように考えております。

○粕谷照美君 教育基本法の物の考え方につきましては、局長の答弁わからないわけではありませぬけれども、しかし、やっぱり教授をする人が、いろんなことがあるけれども、自分自身はこう思うんだと、こういうことを禁止しているというふうには思わないわけでありまして。だから、あれがこれかの選択を禁止していないというふうには私どもは考えておりますが、この放送法の四十四条とこの四号は、四十四条の特に三項なんかについても罰則規定のない倫理規定なんですね。そういう意味では大変心配があるわけですね。その意味も込めて、放送大学における教授の自由というものが確保されるように私は文部省としても十分な注意をしていただきたい、こういうことを要望いたしまして文部省に対する質問はこれで終わりたいと思ひます。

次に、放送大学を設置するための国立学校設置法及び放送法の一部を改正する法律案、この発議者にお伺いをいたします。

第一に、衆議院の放送教育に関する小委員会は特殊法人方式で一致して報告書を出しているわけでありまして、ところが、この法律案は国立大学とNHKに分けると、こういうことになっているわけでありまして、小委員会報告とも違つております。この設置形態を国立大学として提案をするその理由についてお伺いいたします。

○勝又武一君 衆議院の小委員会報告の中で問題が二つあると思ひますが、その一つは、この放送大学の設置形態につきまして小委員会の報告は「大学と放送局とを一体のものとした放送大学を設置する」とすれば、こう言つておられるわけでありまして、「設置する」とすれば、現時点では現行放送法上の制約にかんがみて特殊法人方式によるざるを得ないものと思ひます。こう言つております。大学と放送局とを一体のものとするばという前提のもとでは特殊法人方式が好ましいと言つていられるのでございまして、別々の主体が放送と

大学とを相当する場合については小委員会報告は十分な言及を行っていないのでございます。

そしてさらに、小委員会報告では、「この特殊法人方式をとる場合には、特殊法人の組織及び大学の管理運営のあり方について、大学の自治が尊重されるよう事前に十分な措置を講ずることが必要であります。」と、こういう指摘を行っております。

この二つは非常に重要なことだと私たち考えたわけでございまして、そういう意味合いで、これに對しまして政府案では、このような肝心な大学の自治の確保につきまして全く不十分であり、きわめて問題が大きいと、この点はとうてい容認できるところではございませんし、文教委員会での審議を通して大学の自治を十分に確保するために、国立大学とする以外にないことが明らかになつたと、このように私たち考えまして、本案を提出をした次第でございます。

○粕谷照美君 提案理由を讀んでみますと、大学の自治を確保するためにそういうことをやつたというのですけれども、国立大学とすれば、まず人事権を初めとする重要な事項については権限が教授会に属することになりますね。大学の運営についての教員全体の意見がそういうことになると非常に反映をされていくと、こういうふうな考えます。また、国立大学協会の一員として大学協会があるいは国立大学によってその大学の自治がますます補強されるということは見逃せない、こういうことも書いております。そのとおりだというふうなふうに思ふんですけれども、しかしその際に、この放送大学というのは普通ではなくて全国各地の地方センターに分散をしているわけですね。そういう意味で教職員の実態を考えると、具体的にそれはその教授会そのものをどのようにして運営をしていくとされていくのですか。

○勝又武一君 ただいまの御質問は大学の自治という重要な問題にかかわるわけでございますが、私たちも大学の自治は大学の管理運営、大学がみずからの判断によって行うものだ、こういうふう

うに考えておるわけでございまして、この場合に最も重要なことは、大学の運営に教員全体の意見が反映されることにあると思ひます。そういう意味で、従来の大学におきまして当然教授会に人事権を初めとする重要な権限を付与してまいりました。放送大学の場合にも、確かに教員が全国の地方センターに分散をしている、あるいは教授会を構成する教員数も非常に多い、教員全体による教授会を頻りに開いて意思決定を行うというふうなことが一般の大学と比べて非常に困難を伴うというところについては私たちがよくわかつておるわけであります。しかし、考えてみますと、こういうような事情というのは多かれ少なかれ大きな学部を持つ総合大学、既設の大学等においてはいろいろとある共通的な事情かとも思ふわけであります。

そういう意味で教授会の効率的な運営を工夫することは当然でありますけれども、大切なことは教員全体の意見の反映をどう保障するかということにあると思ひます。そういう意味では、政府案のように教授会から重要な権限を奪つてしまつて、少数の評議員に集中するというようなことになつていく点よりは、この私たち社会党の法案の方がはるかに教授会の民主的な運営の保障なり学問の自治を保障するといふ点についてすぐれていると、そういうふうな考えをわけでございまして、なお、この教授会の適切な効率的な運営を図るために、事務に應じましては各種の教員会議の設置とかあるいは各地方センターからの代表委員制の採用とか、さらに、最も重要な事項につきましては教員全体の意思による最終決定を行うというふうな運営上いろいろの工夫をすることによって対処してまいりたいというふうに考えております。

○粕谷照美君 それは文部省の説明でもずっとありましたが、大体似ているようなことになつていくのではないかとと思ひますが、発想そのものが違つてくるわけですね。そういう教授会の決定によつて、このような人たちの代表による評議員会といふものをつくらうではないかというふうなことはあり得るのですか。

○勝又武一君 そのように考えております。

○粕谷照美君 非常に重要な事項について教授会が非常に強い決定権を持つということとは、私は大変にすばらしいことだと思ふに思ひます。その次に、この政府案については教員の任期制についての問題が出されているわけでありまして、国立大学にすれば任期制というものはなくなるというふうな思ひますけれども、任期制にしないので、大分国立大学の定年というの相当のものになるわけですね、いつもブラウン管の中に年配の方がお顔をしてくるなんというところになりますね。女のアナウンサーなんて、年とつたから見るとたえないなんといつて、アナウンサーの職から引きずりおろされたなんという、こういうこともありましたりして、いかがなものであらうか。この放送大学というのは非常に人事交流というものが重要になつてくるんじゃないかと思ひますが、その辺はどのように考えていらつしやいますか。

○勝又武一君 国立大学にする最も私たちの主張する意味合いは、いま御指摘のありましたように、しかもこれは提案理由の中に事細かく申し上げましたが、国立大学間の相互の人事交流というものをきわめて円滑にすることができ、もう一つは政府案のような任期制ということをやらずに済む、こういうふうに考えているわけでありまして、そういう意味では、地方センターの教員が教授会の構成員となることにつきましても、そういう意味合いで、国立大学としての特殊性といひましようか、そういう点からいま御質問者がおっしゃつていましたような要素といふものを十分考慮することができるといふように考えております。

○粕谷照美君 国立大学間の人事交流というのは非常にうまくいくかもしれませんね。しかし、先日の質疑討論の中で高木委員から、国立大学は非常に学閥というのがはびこつていて人事交流は容易じゃないんだというふうなお話もありましたので、そう簡単にいくというふうには私は考えませ

ん。しかし、国立大学間だけの人事交流であつては放送大学というのは開かれた大学にならない、私学の協力もいただいで大ぜいの方々にこの放送大学に入つていただくというふうなことが大事になるというふうな思ひますけれども、そういう場合に給与体系が、あの特殊法人のときには国立大学の先生や職員よりは一五%高くしましよう、こういうことがあつたわけですね、今度の場合は低水準になるというおそれが多いですね。もっとも国立大学の先生よりは低い水準の大学もありまうけれども、高いところは、あの特殊法人、政府案ですら低くて来ないのではないかと心配を持っています。今度は国立大学になればなおさらであります。この辺のところはどういうふうに考えていらつしやいますか。

○勝又武一君 いま御指摘のありましたように、私たちもこの放送大学自体が学問の自由、大学の自治を確保するために現制度のもとにおきまして国立大学にすることが最も適切だと、こういうふうな考えたわけでありまして、そのことはただ国立大学との協力なり人事交流がうまくいけばよろしいというだけの狭い意味では決してございせん。放送大学の運営に当たりましては、他の公立大学や私立大学の関係者あるいは幅広く社会教育関係者の方々の協力といふものが非常に必要だといふように考えております。国立大学の共同利用機関における制度等もそういう意味では今後参考にいたさなければなりませんし、特に御指摘のありました給与水準の低下の問題であります、私学の教員の十分な協力が得られなくなる、あるいは協力することができないんじゃないかという意味合いの御質問の向きもございまして、まず一つは、私たちは私学の方々につきまして現給保障制度といふこともひとつその中で考えてよろしいんじゃないか、私学と国立との交流の場合におけるいままでの国立大学あるいは人事委員会規則等によりまして、きわめて前歴換算率の低さとかあるいは経験年数の換算率の低さとかということ、従来から国立と私立、特に民間から公務員な

り国立の教員になる場合に非常に問題になっているわけでございまして、私たちはそういう意味ではこの放送大学等を一つの契機にいたしまして私学の方々の現給保障というようにことを思い切つて検討していくべきだと、そういう中から私学の方々の人材をまず放送大学に大きく受け入れていくということにひとつしてまいりたいというように考えているわけでございます。

○粕谷照美君 考え方はわかるんですけども、この提案者及び賛同者の名前を見ますと、そういうことが簡単にできるような政治情勢ではないと思います。私、文部省に対する質疑は終わりますと言いましたけれども、官地局長ね、この私学から国立大学に入ってくる、あるいは民間から国立の放送大学に入ってくる、そういう場合に現給保障などという制度がいまあるか、これからできるような条件になるのか、その辺はいかがですか。よく外国の大学から日本へ帰ってくる、がくんと給料が下がるなんというふうな話もありますけれども。

○政府委員(官地貫一君) 現給保障という形がどういうものを指しますか、ちょっと正確に把握していないかもしれません、国立の教育になる場合について言えば、これは国家公務員でございまして、これは一般職の給与法があるわけでございまして、もちろん前歴の計算その他についても、これは人事院がその準則と申しますか、基本を定めているわけでございまして。それに従って給与というものが決められるということになるわけでございまして、国家公務員にする場合に現給保障という一考案方としてはわからぬでもないんですが、やはり給与法なり給与法に基づきます法体系の中で考えなければそれ以上のことには無理かと思ひます。特殊法人の場合については、これはまあ特殊法人がその給与体系というようにすることも定めることになるわけでございまして、やはり基本的には、この放送大学がまさに成功するためには優秀な教官スタッフというものを確保するということが一番基本だという点は、この委員

会でもる指摘を受けている点でございまして、そういう意味で、優秀な教官スタッフを確保するために給与のことももちろん考えなければならぬ一つの要素というぐあいには考えるわけでございまして。もちろん、先ほどのお尋ねの際にも申しましたように、特殊法人の職員でございまして、特殊法人としての一つのバランスと申しますか、そういうことももちろん必要でございまして、一般論から申せば、通例でございまして、特殊法人の場合には国家公務員の給与水準よりは、先ほど御指摘もございましたように、約一五〇程度水準としては高いところで決められているというのが現在の特殊法人の給与体系の一般的な原則でございまして、そういうようなことも考え合わせて決められることになろうかと思ひます。したがって、現給保障というような考え方がどっちの方がとりやすいかといへば、どちらかといへば国家公務員の方がその点はむしろかしこいではないかと、かように考えます。

○粕谷照美君 特殊法人にしたらそれでは本当に一五〇以上に上るんだらうか、現給保障ができるような条件がとれるんだらうかということについては、私は非常に不安を持っているんですね。具体的には特殊法人の労働組合が理事長などと交渉をしている、その議事録なんかを見ますと、国家公務員の例に準ずるとかね、もうそれを上回つてはいけないとか、こういうような答えが次から次へと返ってきていて既得権が下げられているわけですね。いまでもその健康会法などというものが衆議院を通じてまいりましたけれども、給食会と安全会の合併のときに給料をどこに位置づけるか、大変な問題点があるわけでございまして。先回国立になりましたオリビック記念青少年総合センターの問題にしましても大変苦労するわけですね。だから、そう簡単になるというふうには思ひませんので、私はそのことが明確になれば勝又委員の答弁は了解をいたしました。

権についてはオープンユニバーシティとBBCの関係モデルにしている、こう説明をされていきますね。それで、このオープンユニバーシティとBBCの関係というのは一体どういうことなんでしょうか。こんな簡単な提案理由ではわかりませんので説明をしていただきたいと思ひます。

○勝又武一君 ちよつともう一度、事情がよくわかりませんでしたので。

○粕谷照美君 それでは質問をし直します。この教学権と番組編集権についてはオープンユニバーシティとBBCの関係モデルにしている、こういうふうな提案理由では説明をされておりますけれども、質問は国立放送大学の教育課程編成権、これはNHKの放送番組編集権によって侵されるおそれはありませんでしょうか。

○勝又武一君 放送大学は放送等の媒体を使用して教育を行うという点で通常の大学とは異なっておりますけれども、当然学校教育法上の大学でありますから、大学教育に必要な教育課程を編成する権能を有する、そのものが放送大学における教育に必要な放送はNHKが行う、こうしているわけでありまして、その規定との関係もありまして国立学校設置法第三条の四として放送大学の編成した教育課程に準拠して放送番組が編集されるべき旨を定めて、この両者の関係を明らかにしたつもりであります。つまり教育課程の編成権というものとNHKの有する放送番組編集権というものと相互を侵さないためにこのように、また本法案の中では学校教育法上の大学であるという点と、それから放送大学の編成した教育課程に準拠して放送番組が編集されるということを、この両者の関係をそういう意味で明らかにしたつもりであります。

いるわけですね。そして「この調整は、必ずしも容易な問題ではなく、その真剣な努力がよりよい放送番組をつくり上げるゆえんでもあり、さらには印刷教材、通信指導、スクーリング等の充実をもたらしことに結びつくものと考えるのであります。」と、こう言つて説明をしておられますけれども、私も本当にそのとおりだと思ひます。非常に長い間の討論の中でもこのところが一番問題になつてきたわけですが、逆に言いますと、今度はNHKの番組編集の自由、これが放送大学番組の編集は放送大学の編成した教育課程に準拠すべきものと勝又、小野委員提案の本案第一条中に国立学校設置法の改正規定、第三条の四によって制約をされるのではないだろうか、こういう気持ちがいちたしますが、いかがでしょうか。

○勝又武一君 この番組編集の自由は、放送法第三条の規定によりましてNHKを初め放送事業者のすべてに保障された基本的な権利であります。したがって、放送大学の教育放送につきましてもNHKが番組編集の自由を有することは申すまでもございせん。

一方、この放送大学の放送は大学教育のためのものでありますし、正規のカリキュラムに従つた授業内容のものでなければ、当然大学教育のための放送ということもできないわけでありまして、番組編集の自由の制約といひましても、それは大学教育のための放送という目的及びその性質が備えている一種の枠の中で行われる、つまりそれは本質的な制約というものでない、こういうように私たちが考えております。つまり、放送大学の放送という目的及びその性質が備えている枠、これは通常の放送番組にはないものであります。それだけに、このような枠つきの放送をNHKに行はしめることは、放送事業者としての権利の侵犯だという疑いを生ずるかもしれませんけれども、それは本来的な公共放送の一種である以上、特別な放送番組というべきものでございまして、そういう疑義は問題にはならないというように考えるわけであります。そういうように私たちが

はこの放送番組というものを解釈をしております。こういうふうに考えますと、そういう枠を超えることはできないわけでありまして、その枠内における番組編集の自由ということは何ら侵すことにはならないというように考えます。

なお、放送法第四十四条第五項によりまして、教育番組で学校向けのものは「その内容が学校教育に関する法令の定める教育課程の基準に準拠するようにしなければならぬ」というように規定されているわけでございまして、この放送法第四十四条の五項の趣旨を考慮してみても、私がいま申し上げましたようなところと全くその本質は同一であらうというように考えております。

○粕谷照美君 次に、法律案の第三条の四で、ね、「放送大学における教育に必要な放送は、放送大学の編成した教育過程に準拠して編集された放送番組により行われなければならない。」とありますが、そうすると、NHKは単なる下請機関となるのではないのでしょうか、どうでしょう。

○勝又武一君 先ほどからのお答えしておりますが、この関係がなかなか御理解をいただけないところでございまして、政府案の中にも私たちがたびたび指摘をしてきたところとございまして、私たちは放送法第三条というの、放送番組の編集が法律による合理的な制約を受けることがあることを予定しているというように考えております。そういう意味では、本案による改正後の国立

学校設置法第三条の四の規定は、まさにそういう意味で合理的な制約を法定するものであると考えますし、同条に従って放送大学番組を編集することが番組編集の自由を侵すということにはならないと考えております。また、同条の定めるところによりまして、いかに有効適切な放送番組を編集するかがNHKに問われることになると思えますし、そこにたびたび指摘をされてきましたように、NHKが有する番組編集の自由に基づく自主的な、かつ創造的な幅広い活動が保障されると考えますし、過日、NHKの現地調査に参りました際に、NHKの担当される方々の御説明等を伺っ

た折りにも、このことは両者の協議、そしてまた両者の問題点を統合して適切にやっている、なかなか問題としてはいろいろむずかしいけれども、この両者の統合ということが、あるいは両者の意見を一致させるということができなかったことはなかったというように、担当者がいままでの実験番組等の経験からいって言っていたことを私に思い出して見ても、そういう意味で単なる下請機関にすぎないというようにすることはならないというように確信をいたしております。

○粕谷照美君 政府案にはこのところがないわけですね。政府案にこのところがないと、いままでのやり方でやってみて問題がなかった、何とか克服ができた、にもかかわらずあえてこのところに法律を出してきたというところがやっぱり大きな違いになるというふうに思うわけでありまして。

さて、放送大学の放送と放送法第四十四条三項の関係について、本当にしばしばどこではありますせん、もう毎回毎回論じられてきたところでありまして、この点に関する調整について、いま勝又委員は、NHKにおいては過去の経験からして大丈夫だった、調整できないことはない、こういうふうにおっしゃいましたけれども、具体的に本当に大丈夫なんでしょうか、いかがでしょう。

○勝又武一君 先ほどNHK側の方々の御主張等も御紹介を申し上げましたが、私たち今度法案を提案する立場に立ちますと、決してそういう過去の経験だけではいけない、やはり法的な保障をどうこの問題についてするかということがきわめて重要だということで、本法案をつくるときの私たちが関係者の最大の苦心はここにございまして。そういう意味で一つつけ加えましたのが、いわゆる準則を法定化するという問題でございまして。放送法の第四十四条第三項のいわゆる放送コードはNHKに対する規制でありまして、NHKは放送コードに反しないように放送大学番組を編集しな

くてはなりません。そうしますと、放送大学は直接放送コードの規制を受けるものではないわけですから、放送コードを遵守すべきNHK側との間に見解の相違または意見の対立の生ずることが予想されます。このような放送大学とNHKとの間の番組編集上の対立の調整につきまして、放送法第四十四条の八第一項の改正規定において定められた放送大学番組の編集に関する準則でその手続、方法等の基本事項を定め、これによるべきものとしていくわけでございまして。共通の目的意識に支えられた信頼関係に基づいてこのようなむずかしい問題の解決も図られるというように期待をいたしております。

なお、両者の折りがつかなかった場合に、NHKは番組編集権を有するから、準則に従っているとみずから信ずる限りにおきまして、放送番組を編集し放送することはできるということになろうと思えます。また一方、放送大学は当該放送番組の放送を放送大学における教育に必要な放送ではないと否認することもできるわけでございまして。仮にこのような事態が生じた場合に、一般のテレビの放映等があるわけでありますから、そういう場合には学生なりその他の視聴者の信頼を失うということも当然出てくるわけでございまして、そういう意味で、そういうことの起きないよう、放送大学側とNHK側とが事前に十分な調整を図ることがその意味でも期待をできま

すし、そういうことを盛り込んだ準則ということになろうというように考えております。

○粕谷照美君 準則があってもこの問題は非常にむずかしいんだということとはよくわかりました。NHK側のことをいま質問したわけですが、今度は教授の側から考えてみますと、放送法の第四十四条第三項第二号、第四号の放送コードが教授の自由というものを制約することになるのかわからないのか、この辺はいかがでしょうか。

○勝又武一君 この点につきましても、私たちは両者の調和ということをも十分図っていけるというように考えておりますが、特に本法案の中で、放

送大学でありますから、大学そのものが編成をした教育課程、いわゆる教育課程の編成権、これが大学本来の命といましようか、使命でございまして、この範囲における番組編集権ということになろうというように考えます。そういう意味では、先ほどから繰り返しておりますけれども、教授側の学問の自由なりあるいは教育課程の編成権ということが逆にNHK側から侵されるというように、この心配は毛頭ないというように確信をいたしております。

○粕谷照美君 さっきの説明でよくわかりましたけれども、それでも、まだもう少しため押しをしてみたいと思えます。

本法案で言っております放送法の第四十四条の八第一項に言う放送番組に関する準則というのはどうして必要であったのかということでありまして。

○勝又武一君 重ねての御質問でございまして、私たちはこの準則を法定化することがどうしても必要だというように率直に思っております。特に本法案におきましては学校教育法に基づく教育課程編成権を有する放送大学と放送法に基づく放送番組編集権を有するNHKとがおのおの分担する責任に応じて協力し合う、そして放送大学における教育に必要な放送を行う、こうしているわけでございまして、これらの二つの機能が調和的に行使されるということが必要不可欠だというように考えております。そういう意味で、本法案による改正後の放送法第四十四条の八第一項に言う「放送大学番組の編集に関する準則等」というのは、いま申し上げましたような考え方から放送大学の編成した教育課程に準拠し、学生その他の視聴者に効果的に理解されるための放送大学番組を編集するための、たとえば基準とかあるいは方法とか手続その他編集に関し必要な事項を定めなければならないと思っております。これらの事項の具体的な内容はNHKと放送大学とが自主的に協議し決定するものでありますけれども、いま申し上げました事項のほかに、たとえば放送大学番組の

録音及び録画に關係する事項、そしてまたNHKと放送大学との間に具体的な放送大学番組の編集に關し両者の意見つまり放送大学側とNHK側との意見が相違した場合におけるその調整手続等が定められることを期待してございまして、そういう意味でもこの準則を法定化するというのは私たちが提案者側のこの法案の命とも言ふべきところだといふように思っております。

○粕谷照美君 それでは、その次に新構想大学方式——筑波大学だとか兵庫教育大学あるいは鳴門教育大学、こういう方式をいままでも排除していらつした提案者の方々が、この法律案になぜ国立学校設置法附則第三項による定員措置をしていらつしたんですか。

○勝又武一君 確かに、御指摘されましたように国立学校設置法の附則の第三項の趣旨と申しますのは、昭和四十八年度以降におきます大学改革の方向に即したいわゆる新構想大学の創設、そしてまた無医大学——医科大学のないという無医大学の県の解消計画等による国立医科大学の創設及び医学部や歯学部等の設置の計画の進行に伴います定員需要に対処していくために、その定員について行政機構の職員に關する法律が定める職員の定員の総数の最高限度には含まれない、こういうようにいたしまして、当分の間国立学校設置法においてそのための所要の定員措置を講ずることによりましてこれらの計画の進行に対応しようとしたものでございまして、そういう意味で、私たち国立学校設置法にこのことを入れますと、何か放送大学——私たちの提案している放送大学を新構想大学と同じ趣旨かというように受け取られがちでございまして、しかし、よく考えてみますと、附則の第三項において「昭和四十八年度以後に設置された」という条件が付してあるだけでございまして、この規定に基づいて新たに設置される大学の定員を措置をしたからといひまして当該大学が法律上当然に新構想大学となされるといふものではございせん。このように私たち考えるわけ

でございまして、放送大学が国民の大学教育及び生涯学習の機会に対する要請に真にこたえるためには、学問の自由、大学の自治が保障され、国からの独立が確保されていなければなりません。そのうちでありますならば、放送大学においては副学長等の設置により大学の管理、運営を強化いたしまして、大学の自治を侵すいわゆるおそれのある新構想大学方式、あるいは政府案のようにあります文部大臣任命の理事長のきわめて強い権限、こういうような考え方がいままでも、政府案でない、国立学校設置法に基づくとはいふ先ほど御指摘のような疑問を生ずる心配はややございましてけれども、私たちの立場に立つ法解釈によりまして、定員措置を附則第三項で行ったから直ちに私たちの提案する大学も新構想大学にイコールになるというように考えませんので、ぜひこの点は委員各位の御理解をさらに深めていただきたいといふように考える次第です。

○粕谷照美君 先ほどの部分がこの法案の命であるとするれば、このところは大変苦勞してつくり上げたといふような理解をせざるを得ないと思ひますけれども、それで、この法案の中で国内番組基準の適用除外をしておりますけれども、放送事業者にとつてこれを定めた場合、変更した場合は公表しなければならぬと、こういうことになつていて重要な部分なんです。この適用除外をした理由といふのは一体どういうことですか。

○勝又武一君 いま御指摘をいただきました点は、放送法のそれぞれ第四十四条に「国内放送の放送番組の編集等」がございまして、四十四條の二に「国内番組基準」がございまして、なお四十四條の三には「国内放送の放送番組審議会」といふ問題等々をめぐって放送法の重要な個所が並んでいて、各項目でございまして、この中で私たちが特に国内番組基準の適用を排除したのはなぜかということについて、そういう関連でお答えを申し上げたいと思ひます。

番組基準は放送番組の種類及び放送の対象とするものに應じまして放送事業者が制定しなければならぬものでございまして、放送事業者の放送番組編集のよりどころとなつていふものでござい

ます。しかし、放送大学の番組について考えますと、大学の自治、学問の自由にかんがみ大学の自立性を尊重するといふことで国内番組基準の適用を排除したのでございまして、その趣旨からいいますならば、本案では改正後の国立学校設置法第三條の四の規定におきまして、放送大学番組は「放送大学の編成した教育課程に準拠して編集されなければならない」とし、また改正後の放送法第四十四條の八の第一項の規定におきまして、NHKは「放送大学番組の」編集に關し必要な事項については、放送大学と協議して準則を定め、こととしていくわけにございまして、そういう意味で、この準則というのが現在の放送法の番組基準に相当するものだ、こういうふうに御理解していただければ、私たちが番組基準の適用を排除したといふ真の意味を御理解いただけるんじゃないかといふように考える次第です。

○粕谷照美君 NHKの放送番組審議会というのがありますね、この法案が通りますと、これはもう放送大学の番組に關しては全く關与することができなくなる、こういうふうに理解をするのでしようか、どうでしょう。

○勝又武一君 この点も、大変私たち法案作成の際に苦勞をした個所でございまして、放送番組審議会は放送番組の向上、適正を図るために法定された機関でございまして、放送法の四十四條の三にこのことが明確に規定をされていくわけにございまして、放送番組に關するNHKの諮問機関であるとともにNHKの放送番組に關する批判機関でもあるわけにございまして。

本案では、大学の自治、学問の自由という観点から、この改正後の放送法第四十四條の八第二項におきまして、放送大学番組については放送法第四十四條の二及び第三項を除く第四十四條の四の規定の適用を排除しております。そのために、放送大学番組に關しましては、NHKの会長の放送番組審議会に對する諮問も、それに対する答申もともにより得ないということになります。

しかし、私たちよく考えてみますと、この放送番組審議会は放送法第四十四條の三第四項の規定に基づきまして、「放送番組の適正を図るため必要があると認めるときは、会長に對して意見を述べることが出来る」、こういうふうにあるわけでありまして、このことをも否定をしていくわけにはございせん。

そういう意味で、放送番組審議会に對しまして、放送大学側からより積極的な諮問をしたり答申を期待するといふことはございせんけれども、放送番組審議会の側から四十四條の四の第三項の規定によりましていろいろと意見を述べることとはこれは法の精神からいいますと当然のこととてございまして、そういう意味での審議会での議論がありまして、会長がその意見を尊重して必要な措置をとることも当然だといふように考えます。

○粕谷照美君 それでは、このNHKに放送業務を依頼する、このことについて最後に三点ほどお伺いをしたいと思つております。

まず第一に、経費の面において大変安上がりになるのかどうか、メリットがあるのかどうかといふことであります。

二番目には、いままでも私どももとにかく関東一円中心だけではだめだ、日本じゅうに放送大学の恩恵が行き届くようになるためには早くそのことをやるべきだし、そういう体制がある程度見通しがつくからこの放送大学法案の審議が終わつてもいいではないか、こういう主張もしてきまして、そういう意味で、特に全国に行き渡るといふ中で地方のローカル的な問題も取り上げて大学講座にしてみたいといふ要望などもまた出されてきているわけにございまして、このローカル放送への展望などといふようなことがNHKを使うことによつて出てくるのかどうなのかといふ部分があります。最大のNHKに放送事業を委託するといふこのメリットといふものはどういふふうにお考えですか。

○勝又武一君 私は、提案者といひましてただ

いまの御質問にお答えする前提といたしまして、放送大学を国立大学としてこの放送をNHKが担当する方式をとった理由といたしまして、一つは、政府案のような特殊法人方式では学問の自由、大学の自治が保障されない、国からの独立を保障することができない。そしてまた政府案は、国営放送問題を解決し得ない。

この二つのことを根本的に解決するということが、私たちのこの法案の最大のメリットといえますが、主眼だというように考えております。確かにNHKの放送施設も現行のテレビ、ラジオ放送で相手手いっぱいになっているということもあると思います。したがって、放送大学の放送を全国ネットワークで行うということになりますと、いろいろの新しい施設を付加することも必要だろうというように考えるわけです。しかし、政府案以上には経費がふえるというようなことは、これは考えられ得ません。まして、私は、政府案よりははるかに少ない額で済むというように考えますけれども、仮に同程度の費用であるいはそれに近いものがかったとしたとしても、私たちの法案の方がはるかに先ほど言いましたような大きな目的を達成し得るという意味ですぐれているということが一つございます。

さらに、二つ目の御質問と関連をいたしますが、全国放送を実施しているのはまさにNHKでございまして、その意味でのNHKの経験と技術力を十分生かすということができると思っています。そういう意味できわめて効率的に全国放送を実施することができるといふように考えます。NHKの多年にわたる教育、教養放送の経験なりすぐれた放送技術の蓄積あるいはその開発能力を開発することもできますし、経験に富んだ専門家の活用等が十分図られるというように思っています。これらが非常に大きな利点だといふように考えるわけです。

さらに、ローカル放送の活用等によりまして文化の多様性あるいは地域性の要請等にこたえる放送番組を提供する可能性が大きいことも見逃すことができないと思えます。

とができないうと思えます。

さらに、私は広島県の地方公聴会で痛感いたしました。本場に地方にいる方は、まず広島を先にせよ、東京、関東周辺よりは地方が先だということをおっしゃられるわけでございます。この点は報告の中にもございましたように全く地方の切実な声だと思えます。恐らく札幌でもそうだったでございましょうし、札幌、広島を問わず他の全国の地域、九州、四国あるいは北陸、東北、これらの地域すべての放送大学に期待する人たちの共通した意見だ、まさに関東周辺、東京中心より地方中心だということは全くそのとおりだと思っております。

これを実現するということは、私たち法案のNHKに相当させるといふことがまさに全国ネットワークに乗せるという点におきましてもすぐれている、政府案では放送衛星の問題だとか十数年を要するとかいろいろありますけれども、仮にNHKが全国ネットワークに乗せる困難点があるにいたしましても、政府案による困難点と比較をすれば、全国ネットワークに乗せる点においてははるかに利点が多い、このように考えている次第です。

○粕谷昭美君 私は、まだ質問時間五分ぐらい残っているように思いますが、賛成者でもありますので、以上で質問を終わります。

○委員長(降矢敬義君) 午前の質疑はこの程度にとどめ、午後一時三十分まで休憩いたします。

午後零時三十分休憩

午後一時三十一分開会

○委員長(降矢敬義君) ただいまから文教委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、放送大学学園法案及び放送大学を設置するための国立学校設置法及び放送法の一部を改正する法律案を便宜一括して議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○田沢智治君 放送大学学園法案は、衆議院におきましては五十八時間、参議院におきましても現在約四十五時間の慎重審議をいたし、さらに多数の参考人を招き貴重な意見を徴し、NHK、テレビ朝日、日本大学通信教育部への現地調査を行い、また札幌、広島での地方公聴会を開き、国民の各界各層からの意見を聞いた結果、多少の問題はあっても勇気ある決断で開校すべきであるとの意見が今日大勢を占めたと私は認識しているものでございます。

そこで、文部大臣にお聞き申し上げたいのでございますが、去る五月十四日、第二臨調の行政調査会第一特別部会である歳出削減、歳入確保部会で、義務教育教科書無償問題、私学助成問題、四十人学級編制問題などに対する意見の聴取をしたと新聞紙上で報じておるのであります。その時点で放送大学が行革の対象になっているか、また放送大学の予算確保について文部大臣の所見がございましたら、私が質問する前に基本的なお考えを聞かせていただきたいと思います。

○国務大臣(田中龍夫君) ただいま御指摘のございました第二臨調は充足したばかりでございます。また放送大学が具体的な課題として取り上げられたことはまだございません。

放送大学は、わが国の生涯教育の充実と、高等教育の計画的な整備を図る上で重要な課題でありまして、文部省といたしましては、放送大学学園法を早期に成立したいと、鋭意努力いたしておるところでございますが、なお私も心配でございまして、総理にも放送大学の問題について再三、実はぜひ通過を図りたいという意向も申しまして、また総理も放送大学のことにつきまわしてはぜひ通したいという非常に強い御意思がございました。私も、十年來の法案でございますので、今国会における速やかな通過をぜひともお願いしたいと、かように考えております。

○田沢智治君 文部大臣のいまのお言葉を聞きまして、財政上予算確保は保証されているというように理解してよいのかと思いますが、それ

れでよろしいでしょうか。

○国務大臣(田中龍夫君) 御案内のとおり、臨調におきます財政の問題、あるいはまた概算要求等の問題もございまして、この問題につきまわしては、ただいま申し上げたような、まず法案を通過させての話でありますので、その点はどうぞよろしくお願いいたします。

○田沢智治君 先般社会党より放送大学設置に関する改正法案が提出されておるのでございますので、社会党関係者に御質問をさせていただきます。

まず第一に、特殊法人放送大学で放送教育事業を実施すれば、準国営放送的な性格になるおそれがあるから、学問の自由と大学の自治が保障されない憂いがあるから、国立大学として放送大学を設置し、放送をNHKにさせようとの見解である。私は理解したのでございますが、そのような理解でよろしいでしょうか。

○田沢智治君 そのとおりでございます。

○田沢智治君 そこで、私もいろいろな議事録を調べ、研究いたしました結果、昭和四十九年三月の参議院の通信委員会でのNHKの会長は以上のようなことを言っております。放送大学問題に対してもNHKが協力し得る性質のものであるならば、放送面についても長年の経験を生かして、放送面の分担、協力をいたすためには、どうしても現在の放送法から申して、番組編成の自主性はNHKが持たなければならぬので、放送番組編集権確保の観点から、安易にNHKが放送を行うのは困難である。教育担当主管庁の認可のもとに大学をつくり、その大学が自由に番組を編集し、同時に放送事業を行うことは非常に結構なことであると、こう述べておられます。ですから、NHKがやることとするならば、編集権は確保しなきゃならないことになる。学問の自由なり学園の自治の問題について多少問題点がある。もし現行法でNHKに放送大学の放送を行わせようとした場合、その番組の最終編集責任はどこに一体あるのか、郵政省、NHK、社会党より御意見を伺いた

いと存じます。

○政府委員(田中眞三郎君) お答え申し上げます。

現行放送法制におきましては、電波法上の放送をする無線局、放送局の免許を受けた者を放送事業者として捕捉しております。放送事業者が番組編集責任を有することになっております。したがって、御質問のような場合、実際に放送を行うNHKが番組編集責任を有することになろうかと考えております。

○参考人(田中武志君) 私どもも、番組制作の上では放送法などに準拠いたしまして、放送制作者のわれわれの方で放送の自由、編集の自由を確保すべきであろうというふうに考えております。

○勝又武一君 御指摘になりました点で重要な個

所が二つあると思いますが、一つは、政府案の中でもそのことは私はあるんじゃないか。つまり、教育課程のカリキュラム編成権と番組編集権の問題についての調和をどう図っていくかという問題については、当委員会ですいぶん議論が尽くされたところであり、政府案によれば、特殊法人である理事長、この権限がきわめて強くなっている。そこで私たち社会党案は、その点についてまず第一に、放送大学の教育課程の編成権、いわゆるカ

リキニム編成権というものが、大学である以上きわめて必要である、このことをまず確保しなければ大學たるゆえんとならない。この点は私は政府案でも同じだと思ふんです。政府案でもこのことは強調をしていらつしやる。そして番組編集権との問題についてはきわめてあいまいである。そして、理解によれば、特殊法人である理事長の権限というようにさへ見ることまでできるというように私たちは解釈をいたしております。

そこで、社会党案ではこの問題を、まず第一に大学は国立大学にする、そして大学の自治、学問の自由を保障していく。問題になるのは教育課程編成権と番組編集権の問題でありますから、このことを法律の中で明確にしていこう、つまり放送

大学という大学を規定する以上、その教育課程編成権というものは尊重をされ、その枠内における番組編集権という問題になっていくということを法律の中で明確にする。しかし、同時にまた、他方法律では番組編集権というものの保障をしているわけでありますから、この調和というのをこの準則によって行っていく、法的に基準を設けた準則で行うというように考えたわけであります。そして、それに法的根拠を与えた、つまり御質問者の最終的な権限はどこにあるかといえ、私はやはり国立大学とNHKとの協議によって、調和によって成り立つ準則のつくり方いかん、そしてその中でいまままでの経験を十分生かしてやっていくというところに、この私たちの法案の基本があるというように考えます。

なお、四十九年ですか、NHK会長云々という

議事録の紹介がございましたが、私たちが国立大
学にし、NHKに担当をしてもらうというように
考えたゆえんは、それ以降いろいろの情勢の変化
等もございまして、私たちに、法案作成過程
の中で、このことが法律で決定をいたしますな
らば、NHKに担当していただくということが適切
になっていくというように判断をいたして提案を
しているところでございます。

○田沢智治君　そこで、番組編集の具体的な内容として、放送台本の作成、素材の収集、番組の制作、出演者の決定等を含む教育内容と教育方法をNHKが最終的に決定するとなれば、学問の自由、大学の自治の保障が損なわれると、こう私は思っています。

さらに、番組の出演講師の決定に当たり、大学とNHKとの間の協議が整わない場合が私あると思うんですね。そういう場合、放送法第三条の精神から見ると、放送法の編集の自由というものものの保障の中では、「放送番組は、法律に定める権限に基く場合でなければ、何人からも干渉され、又は規律されることがない。」という独立権をはつきり明示している、これはとうといことだと私は思っておるのであります。でありますから、そう

なると結局は最終的にNHKに託すとなれば、出演講師を決定するということはNHKがなさるることになるということにはつきり法律的にはなつちやうわけですので、大学における教授の自由は保障されなくなる、そうしますとするならば、学問の自由も大学の自治も教授の自由も保障されない現行法律の中で社会党案が出されたということとは無意味になつちやうと、私はそう理解するのでございますが、結果として最終的に決定権がNHKにあるとすればやはりそういうことを言わざるを得ない、私はそういう見解でございますが、社会党、文部省、郵政省、どうお考えでございますか。

○勝又武一君　御質問者にお伺いしますが、いまのは社会党案について私はお答えすればよろしゅうございますか。

○田沢智治君 はい。

○勝又武一君 私たちの法律案は、提案理由の際にも申し上げましたように、そのことがございますので、第三条の四に「放送大学における教育に必要な放送は、放送大学の編成した教育課程に準拠して編集された放送番組により行われなければならない」と、このことを明確にまず法律で規定をしてございます。そして、三条の五で「放送

大学における教育に必要な放送は、日本放送協会が行う。」と、こういたしました。これに基づいての調和の問題を先ほど御説明した第二条に四十条の八を起こしまして、放送番組基準をつくるための趣旨の準則を設けると、こういうように定めたわけでございますから、NHKに最終的な放送を行う教授までの任命なり選択権なり、そういうものまでを一切白紙委任しているというような状況には決してなっていないというように私たちの案は考えております。

なお、私たちがこれ考えた理由は、たとえば政府案の場合にはこの両者の調整を同一法人内部の問題として処理できるんだから特殊法人方式を採用したんだと、こういうふうに言っているわけですね。私たちは放送大学とNHKとの調和とい

うのは両者の努力で、そしてまた法的に規制をされた準則に基づいてやっていくんだと、こういう趣旨ですが、それでは特殊法人方式なら問題が解決するかと言えば、これはやっぱり逆に国民の目に触れないところで、しかも理事長の強い権限を背景にして番組編集権というものが優位性を持った中で決められる心配が出てくる。そうなれば、むしろ安易な調整が行われて、放送番組が生気を失い、魅力の乏しいものになりかねない。そういう意味で、私たちはNHKと放送大学というのが対等な当事者間の調整ということをやっていくというのとあわせて、もう一つは、NHKにお伺いをしたときにとうとう御経験をNHKの担当者の方々から詳しくお聞きをしたのでありますが、そういうNHKが多年にわたる大学講座等の経験を生かして、そしてこの問題解決に当たっていただ

ける。そのときのNHKの御答弁でも、いろいろそういう点で問題はあられるけれども、十分そういう点での調和を図っていままで問題なくやってきておりますという意思表示があったわけでございます。私たちが案の方がそういう意味では政府案よりもすぐれている、こういうように考え、むしろ御質問者の御趣旨に沿っているんじゃないかというようにさえ思うわけでございます。

○政府委員(宮地寅一君) お尋ねの点は私は基本的に先生の御指摘のような問題点があるのではないかと、かように考えております。政府案として御提案を申し上げております放送大学学園法案は、従来からも御説明をしている点でございますけれども、放送教育に関する小委員会報告、これは衆議院の文教委員会でございますが、そのいわゆる結論といたしまして、特殊法人方式で、新しい形態の特殊法人が放送大学を設置し放送局を開設するということをとることによりましてその点の難

点を解決するという考え方で御提案を申し上げているわけでございます。

○政府委員(田中眞三郎君) 政府案についてはたがたび御説明申し上げておりますので、どういふ形で放送陣と大学陣と申しますか、教授陣が話し

合われるかということについては御説明申し上げませんが、ただいま御質問の社会党の案によりまして、私もといたしましては、かなりやはりNHKが主体性を持つてしまおうといいますが、そういう形で大学としての学問の主体性と申しますか、そちらの方がかなり失われてNHKが教育の前面に出てくるというような気がいたします。

○田沢智治君 私もそう思うんです。結局学問の自由というのは教授の自由です。教授の自由というものは教授会が保障し、そして大学の自治そのものは教授会を中心とした学問の府を守る管理体制が主体的に守っていくというものが学問の自由、学問の自治の本体でございますので、そういう主体的な最終決定権がないというような状況のもとでNHKに委託することは私は危険性がある。そういう意味において民主的かつ合理的な教授を選出し、教授会を軸に学校教育法できちんと決められておるのでございますので、それを充足していく、民主化していくというような方向の中でこの問題に処していくべきが筋だろうと、私はそう思います。

そこで、社会党案では放送をNHKにやらせるという点にも特色があると私思うんです。現在のNHKの放送大学の番組を放送する場合に、その施設、設備、番組編集のための要員、放送網などについて現状に余裕があるかどうかNHKからお聞き申し上げたいと思うんです。

○参考人(田中武志君) お答え申し上げます。

お尋ねのような具体的な条件を前提に検討したことはないんですけれども、直接のお答えにはあるいはないかもしれませんが、御存じのようにNHKは現在テレビジョンの波が二系統、それからラジオが二系統、それからFM放送一系統と、合わせて五系統によりまして国内放送をやっております。さらにそのほかに短波によりまして国際放送も実施しているという状況でございます。したがって、NHKといたしましては、これらの事業の運営に当たりまして、御存じのように長期的な構想のもとに業務の運営をや

っております。したがって、現状におきましては放送大学の放送のためにNHKの現在の施設や要員を充てるというような余裕はない状況にあるということでありまして。

○田沢智治君 郵政省の方として、NHKのいま余裕がないと言われる実態についていかがお考えでございますか。

○政府委員(田中眞三郎君) NHKの施設並びに要員というものは、現在NHKが本来なすべき放送、いろいろなNHKさんの方からお答えになったように本来業務としてやっていただいておりますのでございまして、それらを実施する上で必要と認められる範囲内で要員なり人員が配置されているというふうに理解しております。いま計画いたしております放送大学の放送を実施することになりますと、テレビないしFMでのおおの一日十時間ないし十八時間を行うということと、とてもそうした施設のないしは要員の余裕はないというふうに私も理解しております。

○小野明君 ちょっと委員長、答弁させてください。

私も社会党案の提案者の一人ですから田沢委員の御質問に若干見解を述べさせていただきます。思うんですが、大学局長は、特殊法人形式でやったからすべては解決したんだと、こういうことをおっしゃった。しかし、これは午前中の粕谷委員の質問にもありますように、衆議院の小委員会報告にありますが、大学の自治が事前に十分に保障されたものとならなければならぬ、こういう報告があるにもかかわらず、大学の自治が保障された放送大学になっていないわけですね。だから、大学局長が言われるように、特殊法人形式をとったから解決したんだと、これは私は当たっていないと思うんです。

それから、NHK側のいまのお話によりまして、そういう余裕はないと、こういうふうにおっしゃるんですが、これはいまの教育、教養番組をそのままNHKがおやりになるとすればそ

れは余裕がないかもしれません。しかし、新たに決められた法律で、国立大学の放送として国が費用を持ちそうしてこの放送をやるならば、いままでのNHKがいっぱいだというものを多少割愛してでも私はその放送番組を優先させてやるべきである、非常に文部省や政府側におべんちゃらを言うような見解では私はぐあい悪い、こう思うんです。

それから、いま一つは電波局長ですが、これは番組側に優先権がある、放送側に優先権があるなんて、こういうことをおっしゃるけれども、これはいま勝又委員が言われるように、カリキュラムの編成権が大学にあるわけですよ。編成権優先なんです。そして放送側とどう調整するか、アジャストするかという問題であって、私どもの案は大学の自治、研究の自由と、これにウエイトを置いてあるのだから、当然これは放送側が優先を持つということとは私は考えられぬ。これも茶坊主答弁だと私は思います。ここに社会党の優位性があると思ひますよ。

○田沢智治君 いま小野議員の意見は意見として私も一理ある面はあると思うんです。最後の方でその辺のところは調整できるんじゃないかと私は思っているんですが、そこで、NHKに放送大学の番組を放送する余裕が現在ない、現在ないとするところ現在の電波のほかに別途にテレビを一系列、ラジオ一系列の計二系列を新設し、さらに放送網の建設も含めるとするならば、社会党案は現実的に何らのメリットがないと思われる結果になっちゃうのじゃないだろうか。それならば放送大学で同じようなことをやって別にどうってことはない。ただ、学問の自由、大学の自治の問題については社会党案において満たされたいし、いま政府案においても問題があるとするならば、結局みんな問題があるものを代案として持つてきて府案の中でどうその辺のところを充実していくかという接点を見出していくというのが一つの私は道だろうと。私はやっぱり教育というのは超党

派的な意味でひとつこの辺のところでもみんなやっていこうじゃないかということが一番いいと思うのです。そういう次元を思えば、率直に言って社会党案を出すのであれば、結局テレビ施設を新設したり、テレビ網をつくったり、いろいろせざるを得ない。そういうことになる何らメリットがないことをなぜやるかという問題点が私は一点あると思うのです。

それと同時に、NHKに放送教育をさせるのに必要な経費を国が負担するとなつていっているのでございますが、もしNHKに委託するとなれば、その年間の経費は一体どのくらいかかるのか。文部省の方として、現状において概算で私はいいますので、お答えいただければと思います。

○政府委員(宮地眞一君) 放送大学の放送をNHKに委託する場合、どの程度の経費を要するかと申すお尋ねでございますが、文部省の立場から申す上げるとはできないわけでございますが、現在放送教育開発センターがテレビ朝日及びラジオ関東を通じて実施しております大学放送教育の実験番組の制作及び放送の事業を例にとりましてお答え申し上げますと、放送番組一本当たりの番組制作費、電波料合わせてテレビ科目で約二百萬、ラジオ科目約三十萬を要しているわけでございます。

第一期計画の完成時では、テレビ八十科目、ラジオ八十科目、計百六十科目を開設するということといたしておりますので、これに要する経費としては、再放送を行わないと仮定しまして約五十五億円見当が見込まれる、かように考えております。

○田沢智治君 第一期計画完成時においては、テレビで八十科目、ラジオで八十科目、計百六十科目、それにかかわる経費、およそ合計すると五十五億、再放送を行うとするならば六十億以上になる可能性はあると私は見るわけです。私もそういう試算だろうと、私は私なりに計算しておるのでございますが、放送大学が発足した時点で、一年

間の予算経費は大方どのくらいになりますか。

○政府委員(宮地眞一君) 第一期の計画につきまして経常的経費といたしましては約四十七億程度を要すると試算をいたしております。

○田沢智治君 その四十何億よりも上回る六十億ぐらいになっちゃうやうなと、委託する分だけパアになっちゃうやうなと、一体そういう現実性があるかという、私はないと思うんですね。しかも、毎年物価増による財源が増大するというところは必ずでございますから、やはりそういうような現実になると、現在の試算の倍の予算をもつても足りないという結果を生んで、委託するということとは現実にはできない。これは国民が私は許さぬと思うんです。放送大学がみずから放送事業を行いながら六十億近くもかかるとするならば、そういうものは大学の内容充実に向けるのが本筋である、私はそう思うのでございますが、そういう現実的な次元に對し文部省の考え、社会党の考えをお聞かせいただければと、こう思います。

○政府委員(宮地眞一君) 従来放送大学学園の経費につきましては、第一期の計画として、資本金として約九十七億あり、それから経常的経費として約九十七億あり、それから約四十七億程度ということで試算をいたしておるわけでございます。

御指摘のとおり、この放送大学学園法案で御審議いただいておりますものは、大学と放送局とを一つの特設法人であわせ持つという形で御提案を申し上げておるわけでございまして、もちろんこの法案においても従来御説明もしておるわけでございまして、大学におきまして学園の自由なり、大学の自治を確保するための手だてをいたしまして、基本的には教学に関する体制を大学みずからがお決めになるという基本的な仕組みは確保されているわけでございまして、そういう意味におきまして、私どももいたしましては、放送を大学教育に使う場合の方式といたしましては従来十分慎重に検討してきた結果を踏まえまして御提案を申し上げておるやうな形で御審議を願っております。

でございます。

○勝又武一君 二つございしますが、第一点はいまの大学局長の答弁を聞いておりますと、何だか功守ところをええちやうたやうで大変奇異な感じがするわけでありますが、それは、むしろ特殊法人では大学の自治なり学園の自由が保障されないから、それで私たちはこういう国立大学方式という法案をつくったのでありまして、何か特殊法人の方がはるかに大学の自治と学園の自由が保障されているんだという言い方を盛んに局長されていまして、これは大変大きな間違いでございます。これがまず第一でございます。

それから二つ目は、経費が同じぐらいかかるんじゃないかというきわめて現実的な田沢委員の御質問であります。私たちは、NHKに担当してもらった方がこれははるかに経費が安くなる。いまのNHKの同じ人員なり施設でできないから、手いっぱいであるから新たに作るという仮に想定に立ったにいたしまして、政府案でつくる放送施設設備よりも、たとえば土地一つを見ても、あるいは建物、設備、それを見ても、これは安くなるというところはむしろ当然でございます。そして、なおそれ以外の利点につきましては午前中の柏谷委員に四、五点にわたりました現実に利点があることを申し上げておりますので、時間の関係上重複を避けまして割愛をいたしたいと思っておりますが、御理解を賜りたいと思っております。

○田沢智治君 NHKにちよつとお聞きしたいのですが、NHKの昭和五十六年度の予算はおおよそどのくらいであるか、そしてまたその財源は何に求めているのか、ひとつお願いしたいと思っております。

○参考人(田中武志君) 昭和五十六年度のNHKの事業収入の方は約二千八百二十九億七千万円、このうちの約九八%が受信料収入と、ほとんどが受信料収入ということでございまして、事業支出の方は約二千七百十八億三千万円ということでございまして、これは大変なことだと思っております。

ね。よく受信料で九八%を賄っていると私は敬服します。

NHKの予算規模の中で、大学講座などの大学のレベルの放送に使う経費は一体どのくらいに当たりますか、おおよそおわかりになりますか。

○参考人(田中武志君) いま先生お尋ねの大学講座につきましては、大体年間直接制作費で約一億円でございまして、

○田沢智治君 これはもちろん人件費その他を抜きですわね。

○参考人(田中武志君) 当然そうでございます。

○田沢智治君 そういう現実から見ると、私は一般聴視者から集めるNHK独自の放送は受信料で賄っている、放送大学の放送は国が経費を負担することになるわけですが、そうすると無料となる。同一事業体で有料であり無料の放送が同時に行われるという矛盾に對し、受信料の不払い運動を助長させるおそれがあるのではないかと私は思うんですね。私は、放送大学の放送を見るテレビですと、NHKは見ませんと言われた場合、強制的に払わなければならない規定を設けて徴収するという法律はございせん。とすると、こういうような問題も一つの放送大学そのものの及ぼす媒体によつてはNHKそのものの経営的基盤も揺がせられるやうなことになるか、あるいは私はあるんじゃないかとも思うわけでございまして、NHKさんはどうですか、その辺のところ。

○参考人(田中武志君) 先ほど先生のお話にありましたように、基本的にNHKは受信料を唯一の財源ということで運営されている公共放送でございます。この受信料だけのNHKと現在広告料を主な財源といたします民間放送、そういった中にいま御指摘のように新たに国費を主な財源とする放送大学の放送が加わることにによりまして、受信料関係それから契約あるいは受信料の収納面、そういったところに影響を与えることにならないかといったことにつきましては、十分私どもとしてはあらかじめ部内でいろんなことを考えておかなければならぬんじゃないかということ

で、現在考えているわけでございます。

○田沢智治君 私は、放送大学をより発展させるためには、放送大学がみずから放送事業体を有し、教育放送を行い、そしてNHKも、各民間放送局も、それぞれ教育放送を競って行いつつ、互いに切磋琢磨し合うことが一番いいと思うんです。教育はもちろん放送大学が責任持つて放送するけれども、いまNHKが一生懸命いろいろやっている、各民間もやっているというふうなことは大いに尊重し、やはり教育番組をよりよくするということにおいては一元化しない方がいい。私は、もう日本という国は国家統制けしからぬ、何々けしからぬというやうな意見も私は多くの国民の心の中にはないと言えない。ですから、一元なかなする必要はないわけですね。NHKはどんなやうな方がいいし、政府がそれを支援するぐらいの幅広い国民的土壤、生涯教育もやるんだ、社会教育もやるんだ、家庭教育もやるんだとするならば、そういうやうに開かれた放送教育内容の体系に協力していくという意味においては、民放においても私はやるべきだと、そういうやうなことが結果として国民のためにもなり社会のためにもなると思っております。そういうやうな私の所見に對し、文部大臣はいかなるお考えを持たれますか、お聞かせしたいと思います。

○國務大臣(田中龍夫君) 今日の客観情勢からいまして、一元的に統制をするといったやうなことは、これはもう考えてもおりませんし、同時にまたこの開かれた大学という理想に對しましては、特にNHKさんの方で、今日までの経過におきましてはお願いをした過程もあるわけでありますが、なかなか御都合によりましてそれも実現できなかつたということから申しまして、これが今回のやうな姿になりますことは、何ら私は差し支えないし、同時にまた民主的な意味から申しまして結構なことであらうと、かように考えます。

○田沢智治君 NHKどうお考えですか。

○参考人(田中武志君) われわれの方も、現在のやうな状況の中で、教育放送、そういうものが

行われることにつきましては、放送大学が設置されていろいろ行われることに対しては、先ほどから話が出ておりますように、長い間の経験と知識あるいはノウハウを持っておりまして、われわれとしましてはそれの中で十分対応していけるんじゃないかというふうに思っております。

○田沢智治君 いや、私は、やっぱり放送大学は責任を持って大学の自治、教授の自由というものを確保するには、みずから放送事業体を持つてやるべきである。NHKはNHK、民放は民放でそれぞれやって、競い合っているものをつくるということが、国民というか日本の文化国家の底上げ、充実していく道であるし、この基本は大いに文部大臣は理解なさられて関係者に私は話すべきだと思ふんです。

そこで、社会党案では国立大学として発足させることがよいというお考えでございますが、私はちょっと異論があるんです。なぜかという、既存の国立大学の学生は共通第一次、第二次試験を経て入学することになっております。放送大学の学生はいつでもどこでも入学できるということになると、同じ国立大学の学生でありながら、片一方は受験する、片一方は受験しない。この格差は結果において、放送大学と既存国立大学との格差をますます社会的に私は評価される結果になるとするならば、放送大学を充実し、かつ高度化するとすれば、よほど高いレベルの生徒をとり、生徒を卒業させる手当てをしなければ、大衆的な、教養的な次元の中の教学体制、カリキュラム体制という編成がむずかしいと思ふんですね。もしそういうような学校差別、社会的差別というものがある、大衆性を持つとしたとすれば出てくるのではないだろうか。これに対して社会党はどういうふうなこの矛盾をお考えになられておるか、ちょっと聞きたいんですが。

○勝又武一君 私たちは、放送大学というものを基本的にこのように考えるわけです。それは、いままでもいろいろ議論がありましたけれども、特殊法人としての中で、大学の学問の

自治あるいは大学の自治、学問の自由、これを保障するということは、いまの政府案では全くできないというように、くどくど言いますけれども、これが第一でありますから、そのための方策として国立大学とすることが一つです。

いま御指摘になりました、そうすれば一般の国立大学、つまり国立の共通一次で入ってくる学生との、放送大学の場合には先着順とかいろいろな点で矛盾が生ずるんじゃないかという御指摘であります。私たちは、本来大学への入学資格あるいは入学試験というものについていろいろの考え方を持つものでございまして、共通一次方式必ずしも万端ではございせんし、むしろいままでずいぶん共通一次についての欠陥なりを私なりに、あるいは文教委員会なりでずいぶん指摘をされてきているところでございまして、放送大学という新しい国立大学がとる入学方式というものが推薦あるいは先着順、そういう形であるから、いわゆるいままでの共通一次で入学をしてくる国立大学と大きな格差が生ずるんだということには私は決してならない。そのことは、むしろ政府案においても同じことが言えるのでございまして、きわめてそれは次元の違う話だということに考えるわけです。むしろ、放送大学の社会的な評価を高めるかどうかは一にかかってこれからの放送大学をどうしていくかということにあるのでありまして、その辺についてはこの創設準備委員会の中で十分な検討を加えていく、このことがより大切でございまして、入学資格の云々ということには相ならないというように思ふわけでございまして。

○田沢智治君 私は全然違う見解でございまして、勝又議員のそういう見解は見解として尊重したいと思ひます。ところで、放送大学を成功させるためには、私は既存の国立私立大学関係者の理解と協力を得て努力しない限り私は成功するとは思われない、私はそういう見解を持っておるのでございますが、社会党、文部省はこの見解に対していかがお考えでございしますか。

○勝又武一君 この点は、午前中もございまして、大変私たちも法案作成の中では苦慮をしたところでございします。ですから、もつと国立大学の共同利用機関のようなものを設立するというのも一つの案だということにも思ひました。そして、学問の自由なり大学の自治というものを確保するには、こういう私たちは国立大学設置法に基づく国立大学なんだということしかないという結論には達したわけで、これが最も適切だと、こういうふうな思つたわけでありますが、そういう意味で考えてみますと不十分なところがございしますけれども、午前中も繰り返しましたように、国立大学であるから国立大学関係者の方々の理解だけ得られればよいというようにきわめて狭く考えているわけではございせん。放送大学創設準備委員会の構成といたしまして、国公私立大学関係団体の代表者、NHKの代表者、放送に関する学識経験者、地方教育行政関係者、こういう方々にぜひ構成していただきたいというようにも思つておりますし、幅広い国民各層の意見を聞いて創設準備に当たってまいりたい。そういう意味で言いますならば、ぜひひとつ私立大学関係の皆さんに当たりましたも、そういう意味での御協力をいただければよいな形を創設準備委員会の中でぜひつくってまいりたい、そのことをまた期待をしているところでございします。

○政府委員(宮地貫一君) 御趣旨のとおりだと思います。○田沢智治君 ばくの見解に対しては社会党も、文部省も賛成であるという理解を私得たんですが、そうしますと日本の高等教育の実態を見ますと、大学等——これは短大も含めるんでしよう、千二百三校。そのうち私立が七百五十七校。私立と国立の割合が、私学が七四〇の比重を占めている。生徒数についても二百二十二万二千人、うち私立大学の生徒が百七十二万一千人、七七・五%。およそ、いすれにせよ八〇%前後が私立大学の学校であり、私立大学の生徒であるという現実を見ると、国立大学の一員ということになつち

やうとすると、なかなかこれな張り合いがあつて、感情もあつて、国立と私立の協会同士がうまく提携した授業をやつたつて私聞いたことない。私も私学の一員として恥ずかしう思つてゐる。そういう日本の土壌的な非常にうまくない状況の中で放送大学が国立大学として、国立大学協会の一員として位置づけられちゃったとするならば、これやっぱりなかなか社会党の先生方が思うような協力には私は現実には得られないと、こう思ふんです。そういうような総体的な次元から私は見た場合、全体から孤立しないような状況を醸し出すとするならば、特殊法人として発足し、放送事業のみずから行う政府案が私は妥当である。さらに、政府案の中で学問の自由と大学の自治の確保のために教学優先体制の確立を附帯決議で明記して、これを実施させるんだという強い与野党一致の決意をこできちつと盛るようなことになる。懸案されるような問題も含めて多くの前進が私は見られるんじゃないだろうか、こう私は思ふのでございします。文部大臣、それから社会党、そして大学局長の御見解をお聞きしたいと思ふんです。

○国務大臣(田中龍夫君) 先生の御意見まことにそのとおりだろうと思ひます。○勝又武一君 附帯決議というお話でございましたが、私たちはあの附帯決議ではきわめて不十分だと思つております。御質問者のおっしゃつていますように私立大学を抜いて云々などとは毛頭私たちの趣旨も考えていないのでございまして、国立大学という形になりまして、まずこの放送大学をもつていまおっしゃつておられるような点を打破していく、この第一にこのことを位置づけてまいりたいと、こういうように考える次第です。

○政府委員(宮地貫一君) 御指摘のように、わが国の大学全体の総数から申しますと、私立大学の占めている比重が大変重いということはおっしゃつておられるかと思ひます。そしてまた、この放送大学が本当に成功するためには国公私立大学の関係者の御協力をいただいて、優秀な教員スタ

ツフを持つということがやはり基本的に大事なことだと思っております。そういう趣旨から、私どももいたしましては、この放送大学を、そういう意味で従来の既存の大学がやると非常に固定化された形でのいろいろな言われております。弊害があるわけでございますが、そういうものを打破していく一つのきっかけにしたい。そういう面で国公立の大学とも広く連携をとり得る体制をとっていくことが必要ではないかと、かように考えております。

○田沢智治君 国立大学の学長を任命する手続等について簡単にちよつと御説明いただけますか。

○政府委員(宮地貫一君) 国立大学の学長の任命手続のお尋ねでございますが、単科大学と複数学部の場合と二通りあるわけでございますが、たとえば複数学部の大学の場合でございますと、学長、各学部長あるいは場合によりましては教養部長というものと、各学部ごとの代表の教授、あるいは附置研究所がございまして、その長などで構成される評議会があるわけでございます。その評議会によりまして学長が選任される手続が、具体的に申せば、学長の選任についてはそういう評議会が行うことになるわけでございます。

○田沢智治君 学園法案でも評議会というものがあつて、この評議会が大体人事権を持つというふうになっておるんですが、そう受けとめてよろしいですか。

○政府委員(宮地貫一君) この御提案申し上げております法案では、学長、副学長のほか、評議会が定めるところにより選出されます教授六ないし十二名で構成される評議会がございまして、その評議会が教官の選考その他の教授陣の選考に関する基準を定めるとか、基本的には、いわば大学人みずからその教官の選考等を行うという意味で、基本的な大学の自治と申しますか、そういうものを確保するための手だてとして評議会という組織を設けているわけでございます。

○田沢智治君 そうしますと、結局国立大学の評議会と学園法案の評議会は構成メンバーについて

も同じであり、人事権等についてもここに託してあるとするならば、結果として調和がとれている組織づくりであると思ふんですが、そういうふうには認識してよろしいでしょうか。

○政府委員(宮地貫一君) 私ども基本的には国立大学の場合のそういう構成に準ずる方法という形で、この放送大学学園法案で評議会に関する規定を法定をしたわけでございます。

○田沢智治君 もう時間がないです。最後に、私はそういう意味においては人は組織をつくり、組織は人をつくる、これは哲理だと思ふんですが、ですから、結果においてどういふようないい法案をつくらうかという人間がいかに重要な運管しちゃう組織は直さなきゃこれはだめです。私はいままで長い時間いろいろ勉強しまして、私の人生の中でも教育一筋ですから、ほかの人よりも私は勉強しているつもりであると思ふんですが、じつと見てみると、この法案そのものは私はその問題点はないと思ふんですが、とするならば、やはりこの法案がもし可決されたとするならば、大学の自治なり学園の自由を守る、教授の自由を守るということになると人の問題である。

そこで、文部大臣に私はお伺いしたいんですが、この放送大学の人事、特に理事長等についての問題が問題になると思ふんですが、官僚の天下り用的人事は絶対しないではいじ、やっぱり衆人が見てなるほどいい人を理事長にしたというように、やっぱり国民は二つの目でいい悪いを、それなりに私は見ていると思ふんですね。ですから、問題は第一第一目のどなたをどうするかということについて、民主的であり、合理的であり、本当に教育に情熱を燃やす活力のある人材を広くいろいろな意見を徴していただいて任命されるものとするならば、私はこの雰囲気は一掃する社会党もいい法案をつくったと言つてくれるんじゃないだろうか。もちろん公明党なり、共産党の方々なり、民社党の方々、多くの方々もそれなりに評価をなさんと私は思ふんです。ですから、

やっぱり人は組織であり、組織は人をつくるという次元の中で、そういうようにみんながよかつたという結論をその辺のところで集約されるような人事を私は文部大臣に強く要請したいんです。これができれば、いろいろな問題はじつと見てほしいという、文部大臣、やっぱり歴代の中でこういういい仕事をやったという集約ができるんじゃないだろうか、こう思ふんですが、文部大臣はどう考えられますか。

○国務大臣(田中龍夫君) そのりっぱな人事をつくることによりまして、この長い間御審議いただきましたこの法案がめでたく通過いたしますように画面を点晴をいたしたいと、かように考えております。

○田沢智治君 大学局長におかれては民社党の小西委員、公明党・国民会議の方の高木委員の先生方がお話されているように、やっぱり教員人事についても任期制任期制というようにしていくというだけの芸当では私はだめだと思ふし、再任を妨げない、いい人は残していくんだというように、原則は原則でありながらもいい人を残すということは、やっぱり教育というものは人ですから、すげえちやうと、土壌が違つたとまた人間がかわつちやうと、出てくる花がいい花が咲かなくなります。そういうような弾力性を持つこと、それからまた、第一期の実施については調査を改めて真剣になさつていただいて、現実的であり、しかも信憑性の高いような計画のもとに五十九年度から実施とすれば、まだ時間があると思ふんですが、そういうことに全力を注ぐというふうな決意を持たれているかどうか、お伺いしたいと思ふんです。

○政府委員(宮地貫一君) この放送大学学園につきまして、ただいま御指摘のような運営に当たつて大学の自治なり学園の自由と、放送の公共性、公平性というふうなものが十分確保されるような形で役員構成というふうなことに配慮すべきことは御指摘のとおりでございます。私どももそれを受けて対応をしてみたいと、かように考

えております。そして、十分な調査をさらにやるべきではないかという御指摘、これはこの委員会でもいろいろ御指摘をいただいております点でございます。私どももいたしまして、この法案の成立を待ちまして、放送大学学園が発足することになりますれば創設準備を具体的に執行することになるわけでございまして、その際、放送大学の教育需要というふうなものについても、さらに具体的な調査項目等も設定して、十分慎重な調査をやるということについては、この放送大学に寄せております国民の期待といひますか、そういうものも十分受けとめるという意味において必要なことかと思ひますので、そういう方向で検討させていただきたいと、かように考えております。

○田沢智治君 終わります。

○柏原ヤス君 この法律案を拝見いたしますと、大学と放送事業者とをそれぞれ別の設置主体としております。

〔委員長退席、理事世耕政隆君着席〕
これに対して衆議院の文教委員会の放送教育に関する小委員会でござつた問題が論議されたかどうかということ調べてみますと、やはり大学と放送局を分けなければならないという議論もいろいろされております。その結論は、NHKを使うことは非常に難点が多いということと大学と放送局を一つにした特殊法人方式によらざるを得ないという報告になつたと思ひます。

そこで、この難点を小委員会の中で東大教授の伊藤正己先生、この方は放送法制度の権威者と聞いておりますが、この先生が問題点を三つ指摘しているわけです。

その一つは、国からの資金が相当たくさん流れ込むということがNHKの体制に合うかどうかという、これが一点。また二点目は、ますますNHKが巨大化するのではないかと、問題点。第三点は、これは最も重要な点として、NHKの持っている番組編集権と大学の講義の自由ということがぶつかる。この二つがぶつかるということ、は、きわめてむづかしい問題を生ずるというふう

な点を指摘しているわけです。

これに対して社会党さんの方では、しっかりとこの三つの点への反論は持ちの上でこうした法案を出したと思ひますが、この三つの点の反論をお聞かせいただきたいと思ひます。

○勝又武一君 この前提になります小委員会の議論でございますが、一つは小委員会報告が大学と放送局とを一体のものとした放送大学を設置するにすれば一つ前提に立っておりまして、その場合には特殊法人なんだと、こういうことを言っておりますから、大学と放送局とが一体のものでない場合にはどうなんだという議論は、やはり小委員会でも十分だというように私たち判断をいたしました。

それからもう一つは、この特殊法人方式をとる場合には、特殊法人の組織及び大学の管理運営のあり方について大学の自治が尊重されるよう事前に十分な措置を講ずることが必要なんだ、こういう指摘がしてありますが、この点も政府案ではきわめて十分だと。お言葉では大学局長から盛んに学問の自由、大学の自治、保障保障と言っておりますが、特殊法人の方式の中では十分だということも指摘をされているわけでございます。そして放送はNHKと、こういう構成に法案作成に立つたわけであります。その場合、いま御指摘のNHKに対する三点の問題がございました。国からの資金の入る問題とそれから巨大化の問題でございますが、この点についてはNHK自体が取り扱う分野というのをはきわめて大いのでございまして、放送大学の分野というのはそのNHKの一部であるわけでございまして、これをやるから直ちにNHK全体の資金計画に大きな影響を及ぼすということには私たちは考えておりません。

なお、この巨大化の問題につきましても、NHK全体の問題との比重からいいますと、そういうことに相ならないというように思っております。それから、番組編成権の問題は午前中からも再三申し上げ、午後もしもお答えをいたしました。

おりでございます。教育課程編成権というのを放送大学が持っているということをまず第三条の四で明らかにする。そして第三条の五で、しかしその必要な放送は日本放送協会が行うということでございます。放送大学が大学という性格上、放送大学の編成した教育課程に準拠して編集された放送番組により放送を行うと、こういうことでございます。

番組編成権と教育課程編成権の調和の問題につきましては別途準則を設けて、これらの点での協議を行っていく。むしろ放送大学とNHKとは事前にこれらの問題についての編集、必要な事項、こういう問題についてまず協議をいたしまして準則を定める。こういうことに考えておりますので、番組編成権なり教育課程編成権の問題についての調和を図れるというように確信をいたしているところでございます。

○柏原ヤス君 いまの御説明に対して、またしつこいような聞き方をするわけでございますが、放送大学とNHKとが教育界における提携者の関係に立つて両者の調整を図ると、この提案理由にも述べられております。そして、それに対して調整は必ずしも容易な問題ではないというふうにお断わりになっておりますが、大学には学問の自由、大学の自治がある。放送事業者の方には表現の自由、放送番組編成権というものがあつた。こういう二つの対立したものというが、相入れないもの、そういうものを法律上調整を行うと言つても、それは独自の機関の憲法上の権限を規制することになると、こういうふうに思ひますが、いかがでございますか。

〔理事世耕政隆君退席、委員長着席〕

○勝又武一君 私は、ただいまの御質問に對しまして、これは特殊法人方式である政府案の場合にも言えると思ひつてございまして、むしろ政府案の場合にはそれらの点については、特殊法人であるので文部大臣が任命した理事長の権限で決められがちな番組の最終編集権までさへ理事長が持っているというように読み取れる向きさへあるほど

でございます。この点を私たちは一番危惧をいたして法案を出しているところでございます。そういう意味で申し上げますと、放送を教育の手段とする限りにおきましては、学問の自由と放送の自由との調和を図るといふことは当然必要になつてくる。放送大学構想のむしろこれは私は宿命であり、大前提ではないかとさへ思ひつてございまして、これは政府案でも私はむしろ同じじゃないかというようにさへ思ひます。

そういう意味で、両者の独自性というものを認めながら調整することは可能である。具体的にこの両者が協議して定める準則によるということにしているのでもございまして、憲法上の権限を規制することには相ならないというように考えているところでございます。

○柏原ヤス君 次に、放送大学が教育課程を編成する、放送大学の事業としての放送番組はNHKが編集する、こういうことになるんですが、これを現実の問題として考えてみると、やはりNHKの放送番組編集権という方が優位な立場に立つんじゃないかと。放送大学の放送番組というのは教科書みたいなものになるんじゃないかなんというふうに思つたわけですが、こうした放送大学の学問の自由が保障されるかどうか、保障されなくなるのではないかとこのことを心配いたしますけれども、その点いかがでしょうか。

○勝又武一君 本法案を提案いたしました理由は、学問の自由と大学の自治を確保するためにこそ社会党案を出したのでございまして、先ほどから申し上げておりますように、両者が協議して定めた準則に基づいて番組編集が行われるわけでありまして、特にそういう意味でNHKが優位になるといふことは考えられませんが、放送大学の学問の自由が保障されなくなることとはないというように思ひます。

第三条の四に、「放送大学における教育に必要な放送は、放送大学の編成した教育課程に準拠して編集された放送番組により行われなければならない。」これは端的に言つてしましますと、たと

えばテレビをやるときにじゃだれがやるかと。これは当然、この教育課程をつくり、教授内容をつくつた大学教授がテレビで放送するわけでございまして、それをだれか全然別の人がテレビで放送するといふようなことは相ならないのでございまして、このところは法案には書いてございせんけれども、この辺が一つ準則のさわりになるというようにさへ思ひますので、その辺などをひとつ御察いただければ、何か学問の自由なり、あるいは教育課程の編成権がNHK側から侵されるというふうな心配はなくなるんじゃないかというように思ひつてございまして。

○柏原ヤス君 英國のBBCがオープンユニバーシティの放送番組の放送を拒否したということがあつたと聞いております。放送大学とNHKの間でも同じようなことが起こるおそれがあるのではないかと、この想像するわけですが、この点はどういうふうにお考えでしょうか。

○勝又武一君 この点は提案理由の際にも私たちが申し上げましたが、オープンユニバーシティとこのBBCの関係でございまして、おっしゃられましたように、このオープンユニバーシティの核軍縮を取り扱いました講義がBBCによって放映を拒否されたという事件がございました。しかし、これがあるから政府案の方式が好ましいということに必ずしもなるんだらうかというのを私たちが考えたわけでございまして、もし仮に政府案のような場合にもこのような事件が生ずる場合があり得るというように思ひつてございまして、その場合に、じゃ政府案の場合にはどういふように処理されるかと言へば、恐らく文部大臣任命の理事長がいちつちやつて、そして、そこでひとつ内々の中で処理をされてしまふ。つまり、国民の目に触れないところで行われる。田沢委員が再三、公開され、民主的だと先ほどから御指摘になったことが反するような事態が私はむしろ起こり得るというようにさへ思ひつてございまして、そういう意味で、私たちが放送大学を実現しようとする場合に、確かに最も困難な問題といたしまして、この

教學権と放送番組編集権との調整をどうするかということがあると思いますが、そのためにこそ両者の調整を、特殊法人である内部処理の問題としてでなくて、私たちは同一人格である国立大学の放送大学と、そしてNHKとが協議をして決めた準則でその点を処理をしていくんだと。そして、もし間違っていたことをやったら国民が見ておりますから、そのことを十分両者は考えれば、まさに両者の英知をもってこの点が解決をされていくというように思っているわけでございます。

○小野明君 柏原先生、確かに先生の言われるのは大きな問題点だと思います。そして、私も文部省案を見ますときに、いまの原案を見ると、どうして番組をつくる方に優位があるようにしか読めないですよ。番組の制作の方に優位があるようにしか書かれていないんです。ですから、これは私は比較論かもしれないけれども、社会党案のように国立大学とすると、そして新たに準則をつくる、そして教育課程の編成権は大学側にあると、こういうふうにした方が私は文部省案よりも、むしろ先生の御心配される大学の自治、研究の自由というものが、正直に言って比較論かもしれないけれども、こちらの方が私はいいんではないか。決してこれは自己宣伝ではありません。これは客観的にそういう評価をいただけるんじゃないかと、こう思うんですが。

○柏原ヤス君 現在のNHKに、放送大学の事業としての放送の組み入れ、これは時間的な余裕の面では無理だと、こういうふうに言われております。そうすれば、放送設備的にNHKが全く新しいものをつくる以外にはないと思うんです。そういう点について、郵政省の放送部長さんが、先日、これ四月二十八日の日に答弁されておりますが、NHKが放送をやるにしても、放送大学学園がやるにしても、放送設備を備えるには、どちらも同程度の経費がかかるということだと、こういうふうに言っているわけです。経済性という面からNHKに放送をやらせるということはメリ

ットはないのじゃないかと、こういうふうにして、うした答弁を通して考えるわけですが、この点いかがですか。

○勝又武一君 御質問が二つございまして、一つは大変NHK手いっぱいになっているから無理じゃないかという御指摘でございますが、この点はたしかUHFとFMとで新しい波を各一チャンネル用意をいたしておるのでございまして、これはNHKのいままでの御努力の中で工夫していただければ、私たちはやっていくというように判断をいたしたわけでございます。

それから二つ目のいわゆる経費の問題でございます。私は先ほどもお答えいたしました、全く同じなんというところはあり得ない。大体NHKは土地があるわけですから、もう新しい土地を買って、幾つかの放送設備を各地域につくることを考えれば、まずそれだけでも少なくとも安くなる。だから、もう政府案以上にかかることはまずない。政府案よりも相当程度安くなるということはいふからでありますけれど、NHKにいま手いっぱいですから、新たに作るということについてはわかりませんが、経費の点も同じということはいふから、もっとそれよりも、いろいろの意味合いを含めれば安くなるというように思いますが、経費のこと以上に、私はNHKが担当することとは政府案でやるよりはるかに質がよくなるんです。つまり経費ということとは質と一緒に考えていただかないとお話にならないというように思うわけです。これは、テレビ朝日へ行きましたときに、あの開発センターの方がいじくもおっしゃってたけれど、もうはるかに問題になりませんでしたよね、お話聞いても。NHKの方が、同じ値段をかければ、はるかに質のよいものができるとことは明らかでございます。この点が一つと、それから先ほどから何回もお答えを申し上げましたが、ローカル放送の活用とか、文化の多様性とか、地域の要請にこたえ得るとかあるいは全国ネットワークがいち早く実現できるとか、NHKにやっていたいた方が私ははるかに利点が多い

と、こういうふうには私たちが提案者としては確信をいたしているところでございます。

○柏原ヤス君 社会党が対案を出す理由の一つとして、政府案の中に理事会を法定していないということが挙げられていると思えます。仮にそれでは理事会を法定すれば、そうしますと、学長たる理事の参加のもとに事が決定される。学長はその決定に拘束されて、かえって大学の自主的活動を制限し、大学の自治を損なうのではないかと、これも考えられると思うんです。この点はいかがでしょう。

○勝又武一君 この点は、御指摘になっているところにつきましては、私たちが相当そういう意味合いのことはあり得るというように率直に思っています。ただ、私たちが提案理由の文書の中にこのことを書いた本当の意味合いを御理解いただきたいという意味でお答えさせていただきます。と思います。

確かに政府案は理事長の権限が強く、しかもそれは文部大臣の任命だ。ですから、学問の自由なり大学の自治を守るといふ観点からきわめて問題が多いというように私たちは考えました。ですから、理事長の権限が強いから、しかも理事は理事長任命で他の理事会のような法的な権限もない。そういう意味では法的な権限を少なくとも与えるべきだと。あるいは理事の数の中に、教学側の理事の数が非常に少ないということも問題が多過ぎると、こういうふうにも思ったわけでござい

ます。しかし、だからといってその範囲内だけでやれば御指摘のような向きも出てくるのでございまして、そういう意味合いで申し上げますと、私たちは理事会を法定するということが十分だと言っている意味ではございまして、もちろんそれだけでは十分でございまして、むしろそういう政府案の一部を修正し、手直しするということがより、それでは先生の御指摘のような欠陥も非常にありますので、そういう方法ではなくて、むしろ抜本的に特殊法人方式でない国立大学としての放送大学を設置すれば、人事権を初めとする重要な権

限は教授会に属することになりますし、大学運営全体に教員の意見が反映をされますし、大学の自治も担保をされますし、同時に政府案のような任期制をとる必要もない、教育公務員の身分を保障されたままで人事の交流を行うこともできる、こういうような利点を考えまして一部修正ということを考えなかつたわけでございまして、そういう意味合いです。

○柏原ヤス君 提案理由の中に「学習指導に必要な地方センターを設ける」と、こういうふうに表示されております。これはスクーリングが非常に大事であり、また学生がこのスクーリングに苦勞しているということを思いますので、社会党の考えであるこの地方センターというのはどんなものなのか、政府案で言う学習センターと大体同じものなのか、できるだけお考えになっていく具体的な御説明を聞かしていただきたいと思ひます。

そこで、私もこの学習センターの中に宿泊できるような設備もあればという希望が非常に学生のの中に多いということを聞いておりますので、この点もあわせてお考えの具体的な御説明をお願いいたします。

○勝又武一君 この点につきましては、私たち地方公聴会を行ったことが非常にいい意味での参考になりました。これらが本法案を準備する際の私たちの大きな勇気づけになったというようにさえ思っているわけでございまして、まず第一に、東京、関東周辺ということではなくて全国的な規模でまずやれという御主張、それから特に通信教育を担当されていた方々がやるような状況をぜひつくってほしい。一つは、私立大学の通信教育が本当に一〇%とか三%程度しか卒業し得ない。このことをも満たしていくというための条件をぜひ考えてくれと。あるいは特に放送大学にとつては私はテレビ放送だけでない、再三委員の皆さんから、この文教委員会でも御指摘のありましたように、例のスクーリングの問題なりあるいはゼミナールの充実なり、そしてまた学習資料の充実なり、こういうことが占める位置が非常に大

きいというように思いますし、全く地方公聴会等に出ている方々のその意見を生かす法案にしなければならぬ。そういうことを考えますと、地方の学習センターの充実ということは先生御指摘になりましたようにきわめて重要だと思います。特にスクーリング等を行う際に、山村僻地から県庁所在地へ出てくるために一晩泊まらなければならぬという点にきわめて重要な御指摘は、まさに私たちこの東京の真ん中において頭の中で考えていただけではわからない、実感として迫らないこととございまして、そういう山村、離島、僻地から県庁所在地へと来られる方々がやれるような意味合いでの学習センターにこそすべきだと。そういう意味では、先生御指摘のような宿泊施設その他等についても十分考えていかなければならないというように思いますし、それらの点につきましてはこの法案成立と同時にできます創設準備委員会の中の主要課題として検討していただく、またそのことを大いに期待をいたしているところでございます。

○柏原ヤス君 最後に文部省にお聞きしますが、社会党の案は、学校は国立放送大学、放送局はNHKと、こういうふうになっておるわけです。これが将来、番組についてもNHK一本でなくていいと、民放を使ってもいいんじゃないか。番組については民放の方がいいということも考えられると思うんです。同様に国立大学でなくても、私立大学が教育放送大学というふうなものをつくる。そうした私立大学ができる。私立大学が学問の自由ということには非常に積極的な姿勢で今日発展しているわけで、そうした機運が私立大学の方から盛り上がってきた場合、国立大学ひとりよがり、NHK独占なんというのではどうかと思うわけなんです。そういうパラエティーに富んだ仕組みができた場合に、文部省としてはこれを認可するかどうか、これは将来の問題ですけれども、一応御意見を伺っておきたいと思えます。

○政府委員(宮地貴一君) 将来私学において放送

を利用するという形のもので出てきたときにどう対応するかというお尋ねでございますが、私もいたしましては、御提案を申し上げておりますこの放送大学学園によります放送大学というものをまず設立をいたしまして放送を大学教育に活用するという形を政府案で御提案申し上げている点で言えば、特殊法人が放送大学を設置するという形で進めておるわけでございます。幾度か御議論がございまして、もちろんこの放送大学については国公立大学の関係者の積極的な御理解がなければならぬことは当然でございまして、そのことがこの放送大学を成功させることの一つのかぎだと考えております。そして、御質問の趣旨のように、そういう放送を教育の内容に直接使うという点についてはいろいろ検討が進み、さらに私立大学においてもそういうことを実施したいというところがあるわけではあります。もちろん文部省といたしましてはそういう事態に対応する形で処理をするということになろうかと思えます。放送教育に使うということについての積極的な意味が十分理解をされてまいりまして、将来はかの私立大学においてもそういうことをやりたいというところがあるわけではあります。もちろんそれに対して対応する心づもりでございまして、○佐藤昭夫君 本日この放送大学に關しての政府原案と社会党の対案二つを結びつけて午前中から各会派の質疑が行われていたわけでありますが、私も共産党としては政府原案に対する修正案を用意し、すでにその内容の骨子については当委員会の理事の方々に参考資料としてお渡しをしていくわけでありますが、そうした角度から、主として文部省に対して、若干社会党議員者に対して質問をいたしたいと思いますが、時間の関係もありますので問題をしばらくを留めませんが、私の修正案の中で触れていることですけれども、学園並びに大学の管理運営を大学にふさわしくどう民主化をするかといった角度から、いまもちょっと触れられていたけれども、たとえば学園

について理事長の独任制じゃなくて合議制の理事会というものを法定をする。さらには、理事、運営審議委員、この過半数は、今日の大学関係者の一番広範に結集をしておる、法的にも認知をされている機関だと思いますが、日本学術会議の推挙を受けて文部大臣が任命をしていく、それから大学の管理運営の仕組みについて言えば、評議会は削除をして教授会を法律上きちんと定める、それから発足の学長、教員の任命、これをどうするかという点についても、日本学術会議の推挙を受けて文部大臣が任命をしていくという形をとるべきではないかということも私も考えているわけでありますけれども、最後に触れました点について、きょうは時間の関係上お尋ねをいたしたいと思えます。

この提案をされていきます法律案第二十二条で、この放送大学運営の最も重要な内容になってきます人事についての基準、これは評議會で決めていくんだということになっているわけでありまして、当初六カ月以内は、学長、副学長及び教授全員をもって構成をするということになっているわけですね。

○政府委員(宮地貴一君) 御指摘の設立当初の評議會でございまして、附則の第九條に御指摘のとおり「学長、副学長及び教授全員で組織する」という規定を置いているところでございまして。

○佐藤昭夫君 ところで、この設立当初のその段階はまだ評議會が構成をされてないわけですから、人事の基準というものがまだできていない、したがって評議會の議を経てというふういう手続もとれない法文上の、何といいますが、設立当初の段階のそういう盲点のようなものが生ずるわけですけれども、そうした場合、学長は理事長の申し出で文部大臣が任命をする、副学長は学長の申し出で理事長が任命をする、それから教員は学長の申し出で理事長が任命をするという形で、いずれにしても文部大臣が理事長の任命で決まった者が全部そっくり評議會構成メンバーになって、

その評議會が人事の基準を決める、こういう形でスタートをするわけですね。

○政府委員(宮地貴一君) 御指摘のとおり、最初の成立後の学長、副学長、教授の選任につきましては附則に規定をいたしておるわけでございまして、その際、教授の任命については原則規定の評議會が置かれていないわけでございまして、「評議會の議に基づいて」ということが手続上とれないわけでございまして。したがって、それは大学の責任者になります学長がその教授の選考については選任をいたしまして、その学長の申し出に基づいて理事長が任命をするということになるわけでございまして。そして、その教授全員で評議會を構成するという点に、設立後六カ月間はそういう対応をするわけでございまして。もちろん、これはスタートの最初の時期であります。手続的にはそういう手続をとらざるを得ないということとでございます。

いずれにいたしましても、その際も、もちろん教官の選考については大学の最高責任者でございまして学長が責任を持つ形で行うわけでございまして、その点については、私も、大学の責任者において選考が行われるという形では、基本的には大学の自治と申しますが、大学のスタッフをみずから選んでいくという基本的な体制は確保されているものと、かように考えております。

○佐藤昭夫君 いろいろ答弁なさいましたけれども、いずれにしても、発足後一月とか半月とかごく短い期間ということでない少なくとも六カ月にわたって、いま確認をされましたように、学長または理事長が任命をした者すべてで構成をされる評議會、これが組織をされる、この評議會が人事の基準を初めとする放送大学の運営上の重要事項、これをいろいろ決めていく。もちろん六カ月後それの見直しということもそれはあり得るかもしれないけれども、少なくとも重要な問題が全部そういう形で決められていくんだということになるわけでございまして、昭和五十四年四月二十七

日、国立大学協会と公立大学協会との連名で——公立大学協会の会長は当委員会におられる高木先生ですけれども、三項目の要望書というものが提出をされておる。その第三項目、この中には「学園一の役員ないし運営審議会委員および設立当初の教員の選出等については、本協会をはじめ既存大学の意向を十分汲むこと。」というところで、やはり大学関係者は、この発足当初の学長を初めとして教員の構成がどういふふうによられるのか、そこを非常に憂慮もし、また注意も向けてるという問題だと思ふんです。で、こういう要望が文書でも正式に出されていくというのを、前回別は極力尊重をしていきたいということを、前回別の角度から私がお尋ねしたときに局長は答弁をされていましてけれども、具体的にこの要望書第三項目のこの点について、そういう大学関係者の意向を十分くみ取る方向で、これにどういふふうに対応していくつもりなんですか。

○政府委員(宮地貫一君) 御指摘のように、国立大学協会、公立大学協会のそれぞれ会長から御指摘のような要望書をいただいております。もちろん、その第三項目にございまして、学園一の役員ないし運営審議会委員および設立当初の教員の選出等については、こういう大学の関係者の意向を十分くみむというところで対応をしていくわけでございます。もちろん、教官につきましては、この放送大学学園が発足後、文部大臣に対しまして大学の設置認可申請を出すことになるわけでございます。その認可申請が出ますれば、もちろん大学設置審議会においても具体的な審査が行われることになるわけでございます。そういう際にも、もちろんこの放送大学の教官の候補者についても具体的な審査が行われるというところでございまして、これは一般の大学と申しますか、通常の大学の設置認可申請と全く同様の手続がとられるわけでございます。したがって、お示しの要望書では私立大学の関係は入っておりませんけれども、私も、もちろん私立大学の関係者、特に通信教育の関係の方々、そういうような方々

にも十分御意見を伺いながら具体的な候補者の選考というものが行われていく、かように考えております。

○佐藤昭夫君 意見を聞くといっても国立大学協会と公立大学協会だけでは片手落ちなんで私立の意見も聞かなくてはならぬというふうにおっしゃるわけですが、そういう角度で、国公立全部含めて大学人が総結集している組織、わが国の現状では、日本学術会議というのは、法的にも認知をされた組織であるし、選挙という最も民主的な方法で代表を選んでは、そういう学者、研究者の、それを代表をする機関、これとして今日日本学術会議というものがあろうと思ふんですけれども、たとえば私学の代表の意見を聞くといつたってさまたま組織があるわけですね、というので、限られた人数の人数についての選挙を受ける、あるいはその意見を聞くという場合に、やはりどこか一つの母体、ここからの意見を聞くというものが最もふさわしいんじゃないかというふうには私は思ふわけですが、最初に触れたように、理事、運営審議会委員、こういう問題も含めてですけれども、発足当初の教員の構成について日本学術会議の意見をよく聞いていくというこの問題は、文部省として積極的に検討をする意思がありますか。

○政府委員(宮地貫一君) 確かに共産党から出されております修正案では、役員等の任命等につきまして「理事及び監事は、文部大臣が任命する。この場合において、理事のうち五人は日本学術会議の推薦した者のうちから」と以下云々と、こういう規定が修正案として出されている点は承知をしていられるわけでございます。私も、私どもとしては、学術会議はその目的なり趣旨が学術会議法で法定をされていられるわけでございます。非常にそういう意味では学術会議も大変大事な機関だと心得ております。しかしながら、基本的には学術会議はわが国全体の科学者の内外に対する代表機関と申しますか、第二条で示されている点で申せば、「わが

国の科学者の内外に対する代表機関として、科学の向上発達を図り、行政、産業及び国民生活に科学を反映浸透させることを目的とする。」というぐあい規定をされているわけでございます。構成員としては主として研究者が中心になっていると承知をしていられるわけでございます。大学は申すまでもなく教育、研究を行う機関でございます。私も、先ほど申しましたように、もちろん私立大学についてもいろいろな団体のあることも承知をしておりますが、基本的には放送大学というものが大学でございますので、そういう大学人のいわば意見を十分慎重に聞いた上で対応していくというところは必要だと心得ております。が、ただ、御指摘のような日本学術会議を、いわば大学の総意を反映する場としてつかまえることは必ずしも妥当ではないんじゃないか、かように考えております。

したがって、国立大学の関係者の御意見を聞くについては、御指摘のとおり私学団体については幾つかの団体もあり、やはりその幾つかの団体にはそれぞれの団体が置かれていて理由も幾つかあるわけでございます。それらについてやはり大学人という意味で、私も、国公立の関係の方々には御意見を聞く機会には十分に持った上で対応をしていくつもりでございますけれども、修正案にございまして「学術会議の推薦した者のうちから」という考え方をとるのはいかかものものであろうか、かように考えております。

○佐藤昭夫君 その学術会議の意見を聞くというが、推薦を受けてというその点に対しては否定的な答弁をなさっているわけですが、私も、しかし、当然大学の関係の方々の皆さんの御意見は尊重をしていこうと片一方で言っているわけですから、具体的には、しからばどういふ団体の意見を聞いて対処をしていく考えですか。

○政府委員(宮地貫一君) もちろん、先ほど御指摘のございました国立大学協会、公立大学協会と

団体でございまして、そういう代表の方々の御意見を十分承ることはもとよりでございますし、また、私立大学にしましては、先ほども申しましたように幾つかの団体が分かれておられるわけでございます。それらについてはそれぞれの団体の代表者、もちろん全体を取りまとめた全私学連合というふうな一つの組織体があることもあろうわけでございます。やはりたとえば私立大学連盟、私立大学協会、短期大学協会というふうな、私立大学については幾つかのそういう団体があるわけでございます。やはりそういうところの代表者の方々に御意見を伺うということは十分慎重に手を尽くして対応をしていきたい、かように考えているところでございます。

○佐藤昭夫君 この問題だけで論争をしているわけにもまいりませんし、大体いまの答弁で国立大学、公立大学、私立大学それぞれの関係者、関係団体の意見を尊重していくべく対処をしていくという答弁であつたと思ふんですが、ちよつと最後にこの点で社会党にお尋ねをいたしたいと思ふんですが、当然理事や運営審議会委員のこのあれについては、社会党の案ではおおよそ議論の余地はないというところですが、新たに発足をする放送大学の教員の構成について、それをどういふ組織で検討をしていくか、何かこの対策をつくられた背景にお考えがあればお聞きをしたいと思ふます。

○勝又武一君 御指摘の点につきましては、創設準備委員会で検討する主要課題だと思います。そういう意味で、私たちが創設準備委員会の構成というのを、お話がありましたように、国公立大学関係団体、あるいはいま御主張されております日本学術会議、そういうものも含めましたという諸団体の代表者、あるいはNHK、放送に関する学識経験者、そういう幅広い関係者の方々が構成をいたしまして、その中で広く国民各層の意見を聞きまして教授等の任命を行うということを予定をしていところでございます。

○佐藤昭夫君 それではもう一つ、次の問題で質問したいと思ひますが、私どもの修正案の中

に異見放送を保障するということを提起をしているわけであります。これは、いづれにしましても、放送大学における放送教育というのは、在学生にとどまらず、非常に広範な国民に影響力を及ぼしていくものだ。そういう場合、学説上重要な見解の相違がある場合、放送された教員の学説が唯一正しいものであるかのごとく一般に受けとめられかねない危険性を含んでいる。そういう点で、片一方では大学における学問の自由、言論、表現の自由、こういう立場から、放送大学の教員がみずからの学問研究の成果を自由に教育の内容として放送ができると、こういうことは当然のこととして保障されなくてはならぬということだと思ひますが、この今度の法案でそういう学問の自由は保障をしつつ、しかし、学説上重要な違つた意見があるというこの問題の取り扱いをどういうふうにするか、この放送大学の運営においては扱っていくのか、まずその点文部省の説明を求めたいと思ひます。

○政府委員(宮地貫一君) 御提案の修正案では、「学術上の異なる見解に関する放送」という規定を設けられておるわけでございますけれども、放送大学学園の放送はもちろん放送大学の講義でございます。講義の中身そのものであるわけでございますが、一方、実際には放送されるというものである以上は、放送の中立公平ということが守られなければならないことはもとよりでございます。放送大学学園法案においては、放送大学の放送番組の編集について放送法第四十四条第三項の規定を準用しているわけでございます。そしてその第四号で「意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすること」とされておるわけでございます。放送大学の放送内容については、その規定を受けまして大学が自律的な規制を行うということが期待されるわけでございます。ただ、この学園の放送番組は、先ほども申しましたように、大学の講義の中身そのものでございますが、放送大学の学生を初めに広く一般の視聴者ももちろん見

る機会がありまして、そういう視聴者の方々からいろいろな意見が寄せられるということは当然予想もされるわけでございます。そして、それらの意見について、学園の放送が大学の授業としての実質を持つということを考えますと、授業内容に対する大学の自主性を尊重するという立場から、大学の外において処理するよりも、むしろ大学の側におきまして、たとえばそういう一般視聴者の意見等に対してそれを受けとめる組織、適切な意見を十分受けとめて、大学として自主的に対応するように配慮することが必要ではないか、かように考えております。もちろん学生については学習センターにおけるスクーリングというふうなものを通じてかなり配慮をするということも考えられるわけでございますが、そういう一般視聴者に対する疑問でございますか、あるいは反論でございますか、そういう具体的な対応につきましまして、放送大学の側において十分配慮し、検討しなければならぬ課題ではないかと、かように考えております。しかしながら、御指摘のようにな「学術上の異なる見解に関する放送」というような形で規定をするというところは、ただいまのところ具体的には考えていないわけでございます。

○佐藤昭夫君 もう大分時間が迫っていますが、郵政省にお尋ねをしたいと思ひますが、日本の放送法第四十四条、これに相当するものにアメリカでのFCC——連邦通信委員会、ここが一九四九年の報告で伝統的な論議放送禁止政策から承認政策へ転換をした。私どもの理解では、この論議放送に代えて多くの論争的な争点を論じる場合に、放送事業者は対立見解の側から反論放送の要求に適切な機会を提供する義務を課すべきだと、そのことによつて放送の公平を確保することができるといふ方向へ転換をしたものだといふふうに私どもとしては理解をしているわけですが、この一九四九年のFCCの報告、この内容の概況をひとつ御報告願ひたいということ、それからあわ

せて文部省に再度お尋ねをするわけですが、これの異なつた意見の放送の制度的保障をするというところは、何か不満があるから、違つた意見があるからそれを発表させようという受動的な問題ではなくて、本当にこの大学の自治、学問の自由を守ろうと思へば、あなたも引用された四十四条の三項の公平を害してはいかぬ、政治的に公平でなくいかぬ、あるいは意見が対立を起している場合には多くの角度から多面的な論点を提供するという形で、しかし、こういうことは結果として自由に物が言えないという、こういうことにならざるを得ないわけですね。だから、本当に自由にみずからの学問研究のことに立脚をして自由に自説が述べられるということのために、法律的にも異なつた意見を発表できるといふ制度的保障をつくるというところが要るんじゃないか、本当に学問の自由を尊重していく積極的な保障になるんじゃないかといふふうに私は思ふんですけれども、その点についての見解を求めたいと思ひます。

○政府委員(田中眞三郎君) アメリカのFCC規則でございますが、その点についての私の私どもの理解は、FCCの基本原則といたしまして、放送事業者に対しては公平の原則というものを課している。フェアネスドクトリンといふふうに言っているようにございまして、これは、いま御指摘の公共的に重要な論争点につきまして、一方のある見解が放送された場合に、それと異なりする他の見解のために公平な発表の機会を与えなければならぬ、そういう義務が放送事業者を課せられておるというふうな聞いておるわけですが、これも、もう少し理解を述べてみますと、反論の機会をどのようにして与えるのかということでございます。また、公平な見解を発表しようという者から発表の申し込みを事業者が受けるわけでございますが、そういう場合に、事業者としては公平な発表の機会を与えなければならぬ、というわけですが、その原則的な考え方として、まず当該事項が公共的に重要な案件であるかどうか、あるいは論争点と言えるかどうか

と。ここらは番組編集の自由の見地からいたしまして、実際上は放送事業者自身が合理的かつ誠実な判断をすべきものとされておるかと思ひます。また、公平な発表の機会というわけでございますけれども、放送時間等までにわたりました厳密な均衡というものを求められておるものではなくて、全般的な番組構成の中で考慮すれば足りるものと。そういう手段、方法につきましても放送事業者の判断に任せられておると、そのように私も承知しておる次第でございます。

○政府委員(宮地貫一君) 先ほど御答弁した点で、できるだけございまして、この放送そのものが大学の授業としての実質を持つということから考えれば、やはり授業内容に對します大学の自主性を尊重するという観点で、大学側が外部のいろいろな意見等に対して十分受けとめることを自主的に対処することは望ましいところであらうと、かように考えております。対立する意見、その他についてそれぞれ主張をする場というものはもちろん放送以外にいろいろあり得るわけでございます。また、もちろん、それぞれ学会誌でございますが、そういうようなものを通じてお互いに相対立する意見、見解を持つておる方々が自由に主張をし合える機会というものはあるわけでございますが、この放送そのものから申せば、私どもとしては、これは大学の授業そのものの中身でございますので、繰り返してございまして、大学の自主性の尊重という観点から対応すべきものではないかと、かように考えております。

○小西博行君 きょうの文教委員会では、主に社会党の提出されました対案に対しての質疑ということになっておると思ひます。しかし、先ほど田沢委員あるいは柏原委員の方からいろいろ質問がございまして、私が御通告申し上げた問題点についてははばもう言い尽くされたといふふうに私は考えているわけでございます。したがひまして、二、三点の問題について後ほど御質問申し上げます。その前に、先ほど田沢委員の方からお話がござ

いまして、この間の広島公聴会、これは札幌もございましたが、私は広島の方へ参りました。そういう公聴会の感想につきまして、もう国民のコンセンサスは十分得られたという様な御発言がございました。この間のまとめの中にもややそういうような言葉も実は入っていたわけでありまして、しかし、私は大変そういう甘さというか、実はその辺に大きな問題があるのではないかと、ううに考えております。

もちろん公述人が六名出られたわけでありまして、これは、公開講座というのを広島でやったわけでありまして、その教える側と言いましようか、教育委員長なりあるいは各大学の先生方三名です、それから今度は受講された方が三名、あるいは現在まだ玉川大学の通信教育部、これに在学中、これは十年間も勉強されてまだ卒業してないわけでありまして、そういう大変熱心な方々によって地方公聴会が、まあ私はある意味では大変成功だったというふうに考えております。

しかし、そうかといって、では県民の皆さん方がほとんどどういふ放送大学に期待され、そして内容について十分理解されているというふうには感じなかったわけでありまして。特に、私は広島大学の今井先生あたりの御意見を聞いておりますと、どうも放送大学の利点という面については確かにあの先生のおっしゃるとおりだったと思ひます。しかし、一歩突っ込んで細かい現実の問題、たとえば財政の問題であるとか、あるいは現実にはそれだけのカリキュラムを学生が消化できるんだらうか、あるいは地方での応援体制というものが本当に整いますかと、具体的に今井先生は来ていただけてますかという様なお話をしますと、やっぱりと定年まで四年あるんで四年した後にはぜひ協力させていただきたいという様な、大変私はそういう意味では消極的な感じに実は受け取ったわけでありまして。

そういう意味で、私は何もこの放送大学全体がすべてだめだという表現をしているわけではなくて、それほど厳しい環境の中で放送大学というの

はこういう利点があるんだと、財政が苦しいこの時期にどうしてもやらなきゃいかぬのだという面を踏まえた上で放送大学に対する具体的な対策を何とかして立てていく必要があるのではないか。そういう意味で、先ほど田沢先生もちょっと言われましたことがすべてに私は当てはまると思ひます。十分その辺は文部省もひとつ考えていただきたいというふうに思ひます。

私は札幌の方には行きませんでしたもので、それから、この間の報告書で大変熱心な方の御意見があったというふうに承っておりますけれども、その辺あわせて文部省の姿勢をお尋ねしたいと思ひます。

○政府委員(宮地眞一君) 地方公聴会でいろいろ御意見が述べられたということについては、これから放送大学学園の法案の審議、さらにその成立後におきます放送大学の具体的な実施に当たりまして貴重な御意見として私も参考とし生かしていくことにしたいと、かように考えておるわけでございます。特に、御指摘の点では、大変財政的に厳しいこの時期の対応としてという御指摘があるわけでございますが、私どもとしても今日まで十分検討してまいりましたのでございまして、なお先ほど、具体的に、たとえば調査という様なことについてもさらにもう一度取り組むべきではないかという様な御指摘もございまして、そういう点についても、これはむしろ文部省の立場というよりも放送大学学園を発足させていただきましてから学園としての対応としてやはりそういうことをやらしていただく必要があるのではないか。大学づくりを進めていくに当たってはやはり国民の本当の需要と申しますか、その点についてさらにもう一度慎重に調査すべきでないかという御指摘もございまして、私どももそれはそういう方向で検討させていただきたいということで御答弁申し上げておるわけでございます。したがって、私どももいたしましてはいろいろ厳しい情勢、さらにもいろいろ御指摘のありました点、そういうような点については、もちろん国会で御審議

をいただいたという具体的な御指摘に対して、この法案が成立を見ますれば、その後の放送大学をつくっていく際に具体的に十分それを生かしていくということで対応してまいりたいと、かように考えております。

○小西博行君 この間の各公述人の中で千種先生という方がいらっしゃいました。これは修道大学の学長だったというふうに私考しておるわけですが、この方は私は二枚にまとめて大変要領よく報告されたというふうに思ひます。それは、放送大学というのはいかに存在意義があるんだという利点を六つほど具体的に挙げられておりました。しかし、それは大変短かい言葉で要約をされておりました、これは私が常日ごろから考えておりました問題点を大変簡潔に要領よくまとめていただいたんではないかというふうに考えておりました、まさにこのことがこれから先の放送大学にとって一番考えなければいけない重要な要素になってくるんじゃないか、このように考えております。

十項目の問題点を挙げられておるわけでありまして、けれども、この十項目について文部省の方々はどうかというふうにお考えでしょうか。なるほどそのとおりだというふうにお考えでしょうか、それともこの点はちょっとぐあいが悪いというふうにお考えでしょうか。これをちょっとお聞きしたいんです。

○政府委員(宮地眞一君) 御指摘の広島公聴会におきます千種公述人の要旨、御指摘のよう問題点として十項目ほど取り上げておるわけでございます。これらすべてについてここで私どもこの点についてということでも申し上げるだけの余裕がございませんが、基本的には私ども御指摘の点がうなずける点ももちろんあるわけでございます。しかしながら、やはりこういうその問題点として指摘されております事柄を私どもとしては受けとめ、それを乗り越えてと申しますか、そういう姿勢でこれからの具体的な大学をつくり進めていく際には、そういう御指摘の様な点があるとすれば、それをどう克服していくかという点について

私どもは対応してまいりたいと、かように考えております。

○小西博行君 ぜひそのようにお願いしたいと思ひます。もちろん、私どもも、この問題についてもっと具体的な問題を検討して、そして政府の皆さん方にぜひ理解していただきたいというふうに考えておりますので、どうぞよろしくお願いしたいと思ひます。

もう一点、法案の中身についてちょっとお尋ねしたいんですが、実はこれが出ておりますね。「放送大学について」という薄っぺらい本でございまして、この中に開設予定授業科目一覧表というのがございます。実はこれをずっと見せてもらったわけなんです、私の分野と言ったらおかしいんですけども、たとえば「生活科学」なんていうのは私はほとんどわかりません。しかし、たとえば「産業と技術」とあるとか、あるいは「自然の理解」といいますか、こういう分野にこうなっておりますと、これは教養学部だからいたし方ないという議論も成り立つかも知れませんが、どうも大学としての科目の積み上げがないような感じがしてならないわけでありまして。たとえば「産業と技術」という、これは六ページでしようか、この辺に「経営管理論」とか「労働経済」「経営分析と財務管理」とあるのは「企業と会計」と、その最後に「数理計画法」というのが出ております。そういう意味で、この辺の全体の科目の調整というのは、今度大学法案がもし通過いたしますと、その後各専門の先生方が集まってどの程度までの積み上げをやっていくのか、将来の専門にかなっていくかということについては十分審議されるんでしようか。その辺をお伺いしたいと思ひます。

○政府委員(宮地眞一君) 御指摘の「開設予定授業科目一覧表」、これについては、もちろん従来の私どもの放送大学を進めるための準備段階におきまして、それぞれ専門の先生方の御意見を伺いながら立てたものでございまして、しかしながら、もちろんこれはそういう意味で

際の大学が設置されました際に、大学みずからで

まの法体系の中ではこの国立学校設置法に基づく

した国立大学ということを構想しておりますけれども

もちよつとお話がありましたけれども、具体的な
そういうものについてはもう見通しは十分立てて
いらつしやるんでしょうか、その辺のところをち
よつとお伺いしたいんですが。

○政府委員(宮地真一君) 先ほど経費の試算という形でお答えはしたわけでございますけれども、細かくその点について費用の突き合わせをしていくわけではございませんが、すでにテレビ、ラジオについて波を一つ確保されているわけでございまして、この放送大学学園が放送局を持ちまして放送をするということでございますと、それがみみずから行うことになるわけでございまして、電波料を払うというような問題がないわけでございます。他の放送事業者に委託をすれば、それは電波料を支払うというような問題も出てまいるわけでございます。

それから、私どもといしましては、学園の放送を実施するに当たりましては、従来からNHKが持っております経験なり技術なりそういうようなものはもちろん高く評価をしているわけでございまして、具体的にNHKに対しまして、この放

送大学学園にそういう従来の経験なり技術というものを積極的に御協力いただくように、その点はこのからNHK側とこの放送大学学園とが具体的に話し合う中身ではございますが、先ほど来御回答に申し上げておりますように、NHKに対して御協力をお願いする対応で考えておりますし、また放送のスタッフ、そういうような方々に対しても、この放送大学学園にそういう人材なりもやはり受け入れて対応していく必要があるんじゃないかと、かように考えております。

○小西博行君　時間が来ましたんですけれども、最後に、これは一点だけ伺いたいし、相当決意を持っていたきたいと思うんですが、これはもう先日から再三こういう問題は出ておるわけですが、この放送大学を実際にやる場合に、何ともしても最終的には、この間からしよっちゅう出ましたようなすばらしい教官、若手の教官をいかにしまして集めるかという問題に私は焦点が移ってくるんじゃないかという感じがあるんです。これは現実にはいろいろお話しても、たとえば研究機関を設けなければ、とってもじゃないけど若い先生方来ませんよ、定年後の先生ばかりいっぱい集まっ

て、新しいすばらしい教育をやるうと言つた。それは無理ですよということを再三申し上げておるわけですが、これは大臣、相当覚悟をして、その気でもって準備態勢を整えなかつたら、とてもできるものじゃないというように私は考えるんですけれども、その辺の決意、本當にこれは約束していただくという意味で、はっきりした御答弁をお願いして私の質問を終わりたいと思います。

○國務大臣(田中龍夫君) 先般来数回にわたつて先生が御主張になりましたその点であります、全く同感でございます、おぼ捨て山みたいなものになつてはいけないのであります。そういう点から、将来に本当に希望の持てるりっぱな新しい大学を理想としてつくりたいと、その悲願をぜひこの際達したいと、かように思つておるのでございます。

また、皆様方の本當に御心配になつておられます臨調との關係におきましても、私は、總理にはこの問題について真劍に兩三度ほどはつきりとしたお返事をちやうだいしておりますので、それで私も勇氣りんりんとして努力をいたしておるような次第でございます。

○委員長(降矢敬義君) 両案に対する審査は、本日はこの程度とし、これにて散会いたします。

午後三時五十九分散会

五月十五日日本委員会に左の案件が付託された。

一、私学に対する大幡国庫助成等に関する請願
(第三八七号)

一、婦人差別撤廃のため教育の男女不平等是正に関する請願(第三八八号)

一、学校現業職員に「女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律」等の適用に関する請願(第三八九号)

一、学校編制基準改善等に関する請願(第三八七四号)

一、婦人差別撤廃のため教育の男女不平等是正

に關する請願(第三八七五号)(第三八八七号)
一、學校現業職員に「女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に關する法律」等の適用に關する請願(第三八八九号)
二、私學に對する大幡國庫助成等に關する請願(第三九六〇号)
一、學校現業職員に「女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に關する法律」等の適用に關する請願(第三九六一号)
一、婦人差別撤廃のため教育の男女不平等是正に關する請願(第三九六二号)

第三八六七号 昭和五十六年五月二日受理
私学に対する大幡国庫助成等に関する請願
請願者 千葉市作新台一ノ一五ノ一三 長
谷川勝外九百九十九名
紹介議員 鶴岡 洋君

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第三八六八号 昭和五十六年五月二日受理
婦人差別撤廃のため教育の男女不平等是正に關する請願
請願者 三重県多気郡勢和村車川九五七

北森洋子 外四百九十九名
紹介議員 柏谷 照美君
この請願の趣旨は、第一〇〇号と同じである。

第三八六九号 昭和五十六年五月二日受理
学校現業職員に「女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律」等の適用に関する
請願

請願者 高知県須崎市多ノ郷甲四、〇四三
川村文化美外六百五十九名
紹介議員 粕谷 照美君
この請願の趣旨は、第三四八三号と同じである。

第三八七四号 昭和五十六年五月六日受理
学級編制基準改善等に関する請願
請願者 静岡県浜松市東伊場一ノ二三ノ一

一 大坪幸子外四百九十九名
紹介議員 本岡 昭次君
この請願の趣旨は、第一〇〇二号と同じである。

第三八七五号 昭和五十六年五月六日受理
婦人差別撤廃のため教育の男女不平等是正に關する請願（九通）
請願者 新潟県柏崎市学校町三ノ一七 大橋キヨ子
外四千四百九十九名

紹介議員 勝又 武二君
この請願の趣旨は、第一〇〇〇号と同じである。

第三八八七号 昭和五十六年五月六日受理
婦人差別撤廃のため教育の男女平等是正に關する請願

請願者 三重県鈴鹿市甲斐町一、二三八
藤田八重子外四百九十九名

第三八八九号 昭和五十六年五月六日受理
 学校現業職員に「女子教職員の出産に際しての補助教職員」の確保に関する法律」等の適用に関する

請願者 新潟県十日町市谷内丑 中山亮子
外千名
紹介議員 柏谷 照美君

この請願の趣旨は、第三四八三号と同じである。

第三九六〇号 昭和五十六年五月七日受理
私学に対する大蔵国庫助成等に関する請願

請願者 千葉県印旛郡富里村御料六九ノ四
山倉久幸外九百九十九名
紹介議員 鶴岡 洋君
この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第三九六一号 昭和五十六年五月七日受理
学校現業職員に「女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律」等の適用に関する

請願

請願者 山形県新庄市五日町一、二九〇ノ

一、小嶋恵司外六百四十名

紹介議員 粕谷 照美君

この請願の趣旨は、第三四八三号と同じである。

第三九六二号 昭和五十六年五月七日受理

婦人差別撤廃のため教育の男女不平等等は正に關する請願

請願者 三重県津市一身田豊野一、四〇六

ノ二九一 沢口輝子外四百九十九

名

紹介議員 粕谷 照美君

この請願の趣旨は、第一〇〇〇号と同じである。

五月十八日本委員会に左の案件が付託された。

一、私学に対する大幅国庫助成等に関する請願

(第四〇二二号)

一、日本学校安全会の存続に関する請願(第四

〇八八号)

一、学級編制基準改善等に関する請願(第四〇

八九号)

一、婦人差別撤廃のため教育の男女不平等は正

に關する請願(第四一〇三号)

一、学校現業職員に「女子教職員の出産に際し

ての補助教職員の確保に関する法律」等の適

用に関する請願(第四一〇四号)

一、私学に対する大幅国庫助成等に関する請願

(第四一二二号)

一、公立学校に勤務する女子事務職員の育児休

業制度適用に関する請願(第四一九九号)

一、日本学校安全会の存続に関する請願(第四

一二〇号)

一、婦人差別撤廃のため教育の男女不平等は正

に關する請願(第四一三六号)

一、私学に対する大幅国庫助成等に関する請願

(第四一三七号)

一、日本学校安全会の存続に関する請願(第四

一三八号)

一、婦人差別撤廃のため教育の男女不平等は正

に關する請願(第四一五八号)

一、学校現業職員に「女子教職員の出産に際し

ての補助教職員の確保に関する法律」等の適

用に関する請願(第四一五九号)

一、国旗国歌法制定に関する請願(第四一六五

号)

一、身体障害者に対する学校教育改善に関する

請願(第四一六六号)

第四〇二二号 昭和五十六年五月八日受理

私学に対する大幅国庫助成等に関する請願

請願者 千葉県市川市北国分三ノ一二ノ三

山本新三郎外九百九十九名

紹介議員 鶴岡 洋君

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第四〇八八号 昭和五十六年五月九日受理

日本学校安全会の存続に関する請願(二通)

請願者 千葉県松戸市横須賀一九七ノ一

東村順子外九百九十九名

紹介議員 本岡 昭次君

一、放送大学学園設立に伴う、日本学校安全会と

日本学校給食会の「廃止・統合」案を直ちに撤回

すること。

二、日本学校安全会を真に国民の要望に応じた制

度にするため、その実現に向けて鋭意努力する

こと。

理由

昭和五十四年十二月二十八日、政府は文部省の特

殊法人として新設される「放送大学学園」の見返り

として、日本学校安全会と日本学校給食会を廃

止・統合し、新たに「日本学校健康会」を設立する

閣議決定を行なった。かつて政府は、特殊法人の

統廃合に際して、設立当初に目的とした機能を果

たしていない法人は廃止する。また、同種の事業

を行うものがあるときは、これらを統合する等の

基準を決めている。しかし、日本学校安全会とは

の基準に全く当てはまらないのである。給食会は

学校給食用物資のあつた事業、安全会は学校管理

下の災害防止・医療費の給付事業であつて、今回

の統合案は「木に竹をつく」ものと言える。また、

統合後の業務についても、文部省は、「児童・生

徒の健康増進を図る」ためとされているが、法

案にはそのための新規事業は何もないというもの

である。同時に、異質の二つの法人を統合するた

めには労働条件や賃金体系の切下げも示唆してお

り、労働者の基本的権利までは尊重しようとして

いる。一方では、日本学校安全会の存続を願う多

くの国民の声を無視する統合案であるとも言え

る。日本学校安全会は、一九六〇年に文部省の特

殊法人として設立された。この間年々増加する児

童・生徒の災害は、今年年間百万件を突破してお

り、日本学校安全会の果たす役割はますます大き

くなつていく。このような状況のなかで「日本学

校健康会」をつくることは、更に充実した、「学校

災害補償法」の制定等、国民の立場に立つた改善

を遅らせることになり、父母や教師の間から反対

の声が上がっている。

第四〇八九号 昭和五十六年五月九日受理

学級編制基準改善等に関する請願(二通)

請願者 静岡県磐田市岐島一、三四九 石

川勉外九百九十九名

紹介議員 本岡 昭次君

この請願の趣旨は、第一〇〇二号と同じである。

第四一〇三号 昭和五十六年五月九日受理

婦人差別撤廃のため教育の男女不平等は正に關する請願(二通)

請願者 三重県鈴鹿市長太栄町二ノ一ノ五

清水沢代外九百九十九名

紹介議員 粕谷 照美君

この請願の趣旨は、第一〇〇〇号と同じである。

第四一〇四号 昭和五十六年五月九日受理

学校現業職員に「女子教職員の出産に際しての補

助教職員の確保に関する法律」等の適用に関する

請願

請願者 大分市東大道三ノ八ノ一二 前原

美和子外千名

紹介議員 粕谷 照美君

この請願の趣旨は、第三四八三号と同じである。

第四一二二号 昭和五十六年五月九日受理

私学に対する大幅国庫助成等に関する請願

請願者 千葉県船橋市習志野台六ノ七ノ一

ノ四〇四 青木義夫外九百九十九

名

紹介議員 鶴岡 洋君

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第四一九九号 昭和五十六年五月十一日受理

公立学校に勤務する女子事務職員の育児休業制度

適用に関する請願

請願者 東京都千代田区外神田二ノ二ノ一

七共同ビル内教育信販株式会社社内

近藤時中

紹介議員 小野 明君

公立学校に勤務する女子事務職員の出産に際して

の補助職員の確保については、昭和五十三年九月

九日から施行された法律の一部改正によりその適

用を受けることになり、今日に至っているが、義

務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設社会

福祉施設等の看護婦、保育等の育児休業に関する

法律の適用については公立学校に勤務する女子事

務職員は除外されている。ついては、その職務の

特殊性にかんがみ公立学校に勤務する女子事務職

員に同法を適用し公立学校における運営並びに事

務の円滑なる実施ができるようにされたい。

理由

公立学校に勤務する女子事務職員について、次の

理由からその職務の特殊性にかんがみ育児休業制

度の適用を望む次第である。(一)義務教育諸学校等

の女子教育職員及び医療施設社会福祉施設等の看

護婦、保育等の育児休業に関する法律第一条の目

的に準じて、女子事務職員に育児休業制度を設け補助職員をもつて継続的な勤務を促進することにより、公立学校における業務の円滑な実施を図ることができるとある。(三)現行の公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準に関する法律並びに公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律に定めるこれら学校の事務職員の定数は極めて少なく育児のために時間をとることが困難になつてゐるに一般の保育施設も十分とはいえず安心して仕事に専念できない状態である。(四)現に配置されている事務職員の中に占める女子職員の割合は相当高く、ある県については七十パーセントを超えるところもあり、また、今後その割合は更に高まるものとみられる。したがつて産休とそれに続く育児に迫られる職員も相当数に達している。(五)多数の生徒を預かり、教育指導を行うためには学校における条件整備が十分行われなければならないので、その任にある女子事務職員が育児のために時間をとれ不安定な精神状態で勤務することは学校事務の遂行に非常な支障を来すことになる。(六)女子事務職員がその身分を失ふことなく零歳児の保育に専念でき、また、補助職員の任用によつて同僚職員に過重負担をかけることもなくなり、健康管理上においても必要な措置である。

第四一三〇号 昭和五十六年五月十一日受理
日本学校安全会の存続に関する請願(二通)
請願者 神奈川県相模原市旭町一六ノ一三
森岡ますみ外九百九十九名
紹介議員 小野 明君
この請願の趣旨は、第四〇八八号と同じである。
第四一三六号 昭和五十六年五月十一日受理
婦人差別撤廃のため教育の男女不平等是正に関する請願(六通)
請願者 福井県小浜市千種二ノ五ノ二二
山田三江子外一万二千四百九十九名
名

この請願の趣旨は、第一〇〇〇号と同じである。
第四一三七号 昭和五十六年五月十一日受理
私学に対する大規模国庫助成等に関する請願
請願者 千葉県船橋市丸山一ノ五二ノ一〇
望月綾外九百九十九名
紹介議員 鶴岡 洋君
この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第四一三八号 昭和五十六年五月十一日受理
日本学校安全会の存続に関する請願(四通)
請願者 宮城県仙台市荒巻神明町六ノ八花
のコーポラス内 大村有子外千九百九十九名
紹介議員 勝又 武一君
この請願の趣旨は、第四〇八八号と同じである。

第四一五八号 昭和五十六年五月十一日受理
婦人差別撤廃のため教育の男女不平等是正に関する請願(五通)
請願者 三重県多気郡明和町佐田一、二八
六 西井久外二千四百九十九名
紹介議員 粕谷 照美君
この請願の趣旨は、第一〇〇〇号と同じである。

第四一五九号 昭和五十六年五月十一日受理
学校現業職員に「女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律」等の適用に関する請願(五通)
請願者 大阪府泉佐野市鶴原一、三二五
古澤幾久子外四千八十二名
紹介議員 粕谷 照美君
この請願の趣旨は、第三四八三号と同じである。

第四一六五号 昭和五十六年五月十一日受理
国旗国歌法制化に関する請願
請願者 新潟県上越市鶴町三五 服部勲
武

紹介議員 塚田十一郎君
日本の日の丸、君が代が平和的で美しいことは、世界の国旗、国歌に類がない。敗戦までは、国旗は日の丸、国歌は君が代とすべての国民が信じて疑わなかったのであるが、敗戦後は天皇を中心として日本を破壊しようとする者が跋扈していることは遺憾の極みであり、国旗、国歌の法制化は喫緊の重要事である。よつて、速やかに国旗、国歌を法制化されたい。

第四一六六号 昭和五十六年五月十一日受理
身体障害者に対する学校教育改善に関する請願
請願者 長野県須坂市小山二、〇一二 竹前巖外十名
紹介議員 夏目 忠雄君
この請願の趣旨は、第一二三六号と同じである。

五月十九日本委員会に左の案件が付託された。
一、学校現業職員に「女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律」等の適用に関する請願(第四二二二号)
一、婦人差別撤廃のため教育の男女不平等是正に関する請願(第四二二二号)
一、公立学校に勤務する女子事務職員の育児休業制度適用に関する請願(第四二三五号)
一、学級編制基準改善等に関する請願(第四二三六号)
一、日本学校安全会の存続に関する請願(第四二二七号)

一、婦人差別撤廃のため教育の男女不平等是正に関する請願(第四二四三三号)
一、私学に対する大規模国庫助成等に関する請願(第四二四四号)
一、身体障害者に対する学校教育改善に関する請願(第四三〇四号)
一、婦人差別撤廃のため教育の男女不平等是正に関する請願(第四三一七号)

一、学級編制基準改善等に関する請願(第四三六七号)
一、公立学校に勤務する女子事務職員の育児休業制度適用に関する請願(第四三八九号)
一、私学に対する大規模国庫助成等に関する請願(第四三九九号)(第四四四八号)
一、日本学校安全会の存続に関する請願(第四四四九号)
一、公立学校に勤務する女子事務職員の育児休業制度適用に関する請願(第四六一二二号)(第四六一三三号)(第四六一四号)
一、身体障害者に対する学校教育改善に関する請願(第四六一五号)

第四二二二号 昭和五十六年五月十二日受理
学校現業職員に「女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律」等の適用に関する請願(四通)
請願者 大阪府吹田市千里山西三ノ二九ノ三 出口基子外三千二百三十二名
紹介議員 粕谷 照美君
この請願の趣旨は、第三四八三号と同じである。

第四二二二二号 昭和五十六年五月十二日受理
婦人差別撤廃のため教育の男女不平等是正に関する請願(三通)
請願者 三重県度会郡小俣町南本町 宮本静子外千四百九十九名
紹介議員 粕谷 照美君
この請願の趣旨は、第一〇〇〇号と同じである。

第四二三五号 昭和五十六年五月十二日受理
公立学校に勤務する女子事務職員の育児休業制度適用に関する請願
請願者 東京都渋谷区千駄ヶ谷六ノ二ノ一 東京都立新宿高等学校内 尾上保之
紹介議員 本岡 昭次君
この請願の趣旨は、第四一一九号と同じである。

この請願の趣旨は、第四一一九号と同じである。

第四二二六号 昭和五十六年五月十二日受理
学級編制基準改善等に関する請願(二通)

請願者 静岡県田方郡進山町中山田 鈴木

百子外九百九十九名

紹介議員 本岡 昭次君

この請願の趣旨は、第一〇〇二号と同じである。

第四二二七号 昭和五十六年五月十二日受理
日本学校安全会の存続に関する請願(二通)

請願者 東京都墨田区石原四ノ一ノ五

西山和子外九百九十九名

紹介議員 本岡 昭次君

この請願の趣旨は、第四〇八八号と同じである。

第四二四三三号 昭和五十六年五月十二日受理
婦人差別撤廃のため教育の男女平等是正に関する請願(二一通)

請願者 横浜市中区六浦町二、〇四八

清水三千枝外一万四百九十九名

紹介議員 宮之原貞光君

この請願の趣旨は、第一〇〇〇号と同じである。

第四二四四号 昭和五十六年五月十二日受理
私学に対する大規模国庫助成等に関する請願

請願者 千葉県松戸市八ヶ崎四九二ノ一

石川義隆外九百九十九名

紹介議員 鶴岡 洋君

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第四三〇四号 昭和五十六年五月十二日受理
身体障害者に対する学校教育改善に関する請願

請願者 宮城県東市将監二ノ一四ノ一

平田健治外十名

紹介議員 遠藤 要君

この請願の趣旨は、第一二二六号と同じである。

第四三一七号 昭和五十六年五月十二日受理
婦人差別撤廃のため教育の男女平等是正に関する請願

る請願(二通)

請願者 福井市日光町二、五一二 増永一

校外四千九百九十九名

紹介議員 勝又 武一君

この請願の趣旨は、第一〇〇〇号と同じである。

第四三六七号 昭和五十六年五月十三日受理
学級編制基準改善等に関する請願(二通)

請願者 静岡県富士市伝法二、七一五 赤

池鈴子外九百九十九名

紹介議員 本岡 昭次君

この請願の趣旨は、第一〇〇二号と同じである。

第四三八九号 昭和五十六年五月十三日受理
公立学校に勤務する女子事務職員の育児休業制度適用に関する請願

請願者 東京都港区三田一ノ四ノ四六東京

都立三田高等学校内 佐藤二郎

紹介議員 下田 京子君

この請願の趣旨は、第四一一九号と同じである。

第四三九九号 昭和五十六年五月十三日受理
私学に対する大規模国庫助成等に関する請願

請願者 千葉県市川市若宮三ノ八ノ一一

菊池国明外九百九十九名

紹介議員 鶴岡 洋君

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第四四四八号 昭和五十六年五月十三日受理
私学に対する大規模国庫助成等に関する請願(二通)

請願者 広島県三原市糸崎町一、五五一

宮田勝利外一万六千四百九十九名

紹介議員 原田 立君

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第四四四九号 昭和五十六年五月十三日受理
日本学校安全会の存続に関する請願(四通)

請願者 東京都江東区東砂二ノ一三ノ八ノ

五〇九 米山智将外千九百九十九

名

紹介議員 粕谷 照美君

この請願の趣旨は、第四〇八八号と同じである。

第四六一二号 昭和五十六年五月十三日受理
公立学校に勤務する女子事務職員の育児休業制度適用に関する請願

請願者 横浜市港南区日野町一、九一三神

奈川県立横浜日野高等学校内 大

森政市

紹介議員 井上 裕君

この請願の趣旨は、第四一一九号と同じである。

第四六一三三号 昭和五十六年五月十三日受理
公立学校に勤務する女子事務職員の育児休業制度適用に関する請願

請願者 東京都台東区蔵前一ノ三ノ五七東

京都立蔵前工業高等学校内 荒川

誠

紹介議員 大島 友治君

この請願の趣旨は、第四一一九号と同じである。

第四六一四号 昭和五十六年五月十三日受理
公立学校に勤務する女子事務職員の育児休業制度適用に関する請願

請願者 東京都北区王子六ノ八ノ八東京都

立北高等学校内 高梨和夫

紹介議員 内藤三郎君

この請願の趣旨は、第四一一九号と同じである。

第四六一五号 昭和五十六年五月十三日受理
身体障害者に対する学校教育改善に関する請願

請願者 京都府宇治市菟道車田五八ノ三

広瀬末吉外十名

紹介議員 上田 稔君

この請願の趣旨は、第一二二六号と同じである。

昭和五十六年六月一日印刷

昭和五十六年六月二日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

D